

○ 都市開発資金貸付要領

〔 平成11年4月1日建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、
建設省都区発第24号、建設省住街発第39号 建設省建設経済局長、
建設省都市局長、建設省住宅局長通知
最終改正 令和6年11月8日国不用第27号、国都まち第139号、
国都市第152号、国都公景第137号、国住街第69号、
国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省都市局長、
国土交通省住宅局長通知

第1編 総則

第1条 総則

第2編 用地先行取得資金融資等

第1章 用地先行取得資金融資

- 第2条 貸付対象
- 第2条の2 貸付額
- 第2条の3 地方公共団体貸付金の貸付申請の手続
- 第2条の4 貸付決定の通知
- 第2条の5 地方公共団体貸付金の支払請求の手続
- 第2条の6 地方公共団体貸付金の交付
- 第2条の7 利率
- 第2条の8 償還期間及び償還方法
- 第2条の9 繰上償還
- 第2条の10 処分が行われた場合等における繰上償還
- 第2条の11 延滞金
- 第2条の12 貸付条件違反による繰上償還
- 第2条の13 貸付決定の取消し等
- 第2条の14 地方公共団体の特別会計
- 第2条の15 地方公共団体貸付金の目的外使用の禁止
- 第2条の16 市街地整備計画等の変更
- 第2条の17 土地の買取り等の中止
- 第2条の18 土地の買取り義務等
- 第2条の19 買い取った土地の処分又は利用
- 第2条の20 処分の基準
- 第2条の21 買い取った土地を譲渡するときの条件
- 第2条の22 地方公共団体と機構との間の貸付契約に定めるべき事項
- 第2条の23 実績報告書等の提出等
- 第2条の24 帳簿書類の調査等

第2章 賑わい増進事業資金融資

- 第2条の25 国の貸付対象
- 第2条の26 地方公共団体の貸付対象
- 第2条の27 国の貸付額
- 第2条の28 地方公共団体の貸付額
- 第2条の29 貸付条件
- 第2条の30 地方公共団体貸付金の貸付手続
- 第2条の31 認定計画提出者資金貸付金の貸付手続
- 第2条の32 地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更
- 第2条の33 認定計画提出者資金貸付金事業計画等の変更
- 第2条の34 繰上償還
- 第2条の35 貸付決定の取消等
- 第2条の36 延滞金
- 第2条の37 地方公共団体貸付金等の目的外使用の禁止
- 第2条の38 加算金の徴収等
- 第2条の39 貸付けの条件の基準
- 第2条の40 実績報告書の提出
- 第2条の41 届け出の義務
- 第2条の42 経理の明確化
- 第2条の43 帳簿書類の調査等

第3編 市街地再開発事業等資金融資

第1章 事業資金貸付金

- 第3条 国の貸付対象
- 第3条の2 地方公共団体の貸付対象

第3条の3	国の貸付額
第3条の4	地方公共団体の貸付額
第3条の5	貸付条件
第3条の6	地方公共団体資金貸付金の貸付手続き
第3条の7	組合等資金貸付金の貸付手続き
第3条の8	地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更
第3条の9	組合等資金貸付金事業計画等の変更
第3条の10	繰上償還
第3条の11	貸付決定の取消等
第3条の12	地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止
第3条の13	実績報告書の提出
第3条の14	経理の明確化
第3条の15	帳簿書類の調査等
第2章	保留床取得資金貸付金
第3条の16	国の貸付対象
第3条の17	地方公共団体の貸付対象
第3条の18	国の貸付額
第3条の19	地方公共団体の貸付額
第3条の20	貸付条件
第3条の21	地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付手続き
第3条の22	法人等保留床取得資金貸付金の貸付手続き
第3条の23	地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付計画等の変更
第3条の24	法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画等の変更
第3条の25	繰上償還
第3条の26	貸付決定の取消等
第3条の27	地方公共団体保留床取得資金貸付金等の目的外使用の禁止
第3条の28	実績報告書の提出
第3条の29	保留床の賃貸又は譲渡
第3条の30	賃貸又は譲渡の基準
第3条の31	業務状況報告書等の提出
第3条の32	届け出の義務
第3条の33	経理の明確化
第3条の34	帳簿書類の調査等

第4編 土地区画整理事業資金融資

第1章	事業資金貸付金
第4条	国の貸付対象
第4条の2	地方公共団体の貸付対象
第4条の3	国の貸付額
第4条の4	地方公共団体の貸付額
第4条の5	貸付条件
第4条の6	地方公共団体資金貸付金の貸付手続
第4条の7	組合等資金貸付金の貸付手続
第4条の8	繰上償還
第4条の9	貸付決定の取消等
第4条の10	実績報告書の提出
第4条の11	経理の明確化
第2章	保留地取得資金貸付金
第4条の12	国の貸付対象
第4条の13	地方公共団体の貸付対象
第4条の14	国の貸付額
第4条の15	地方公共団体の貸付額
第4条の16	貸付条件
第4条の17	地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付手続
第4条の18	法人保留地取得資金貸付金の貸付手続
第4条の19	繰上償還
第4条の20	貸付決定の取消等
第4条の21	実績報告書の提出
第4条の22	保留地の賃貸又は譲渡
第4条の23	賃貸又は譲渡の基準
第4条の24	業務状況報告書の提出
第4条の25	届出の義務
第4条の26	経理の明確化

第5編 都市環境維持・改善事業資金融資

第5条	国の貸付対象
第5条の2	地方公共団体の貸付対象

第5条の3	国の貸付額
第5条の4	地方公共団体の貸付額
第5条の5	貸付条件
第5条の6	地方公共団体資金貸付金の貸付手続
第5条の7	法人資金貸付金の貸付手続
第5条の8	地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更
第5条の9	法人資金貸付金事業計画等の変更
第5条の10	繰上償還
第5条の11	貸付決定の取消等
第5条の12	地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止
第5条の13	加算金の徴収等
第5条の14	貸付けの条件の基準
第5条の15	実績報告書の提出
第5条の16	施設等の賃貸又は譲渡
第5条の17	賃貸又は譲渡の基準
第5条の18	業務状況報告書等の提出
第5条の19	届け出の義務
第5条の20	経理の明確化
第5条の21	帳簿書類の調査等

第6編 独立行政法人都市再生機構事業資金融資

第1章	総則
第6条	貸付対象
第6条の2	貸付額
第2章	貸付手続
第6条の3	都市機構貸付金の貸付申請手続
第6条の4	貸付決定の通知
第6条の5	都市機構貸付金の支払請求の手続き
第6条の6	都市機構貸付金の交付等
第3章	貸付条件
第6条の7	利子
第6条の8	償還期間及び償還方法
第6条の9	繰上償還
第6条の10	延滞金
第6条の11	貸付条件違反等による繰上償還
第6条の12	貸付決定の取消等
第6条の13	経理の整理
第6条の14	都市機構貸付金の目的外使用の禁止
第6条の15	貸付決定の変更
第6条の16	業務遂行
第6条の17	実績報告書の調査等
第6条の18	帳簿書類等の調査等
第6条の19	費用の負担

第7編 特定公共用地等先行取得資金融資

第1章	総則
第7条	総則
第7条の2	融資対象
第7条の3	融資額
第2章	融資手続
第7条の4	特定先行融資の申請手続き
第7条の5	融資決定の通知
第7条の6	特定先行融資の支払請求の手続
第7条の7	特定先行融資の交付
第3章	融資条件
第7条の8	利率
第7条の9	償還期間及び償還方法
第7条の10	繰上償還
第7条の11	処分が行われた場合における繰上償還
第7条の12	延滞金
第7条の13	貸付条件違反による繰上償還
第7条の14	貸付決定の取消し等
第7条の15	土地開発公社の勘定の区分
第7条の16	特定先行融資の目的外使用の禁止
第7条の17	土地買取り計画等の変更
第7条の18	土地の買取りの中止
第7条の19	土地の買取り義務

- 第7条の20 買い取った土地の処分又は利用
- 第7条の21 処分の基準
- 第7条の22 実績報告書等の提出
- 第7条の23 帳簿書類の調査等

第8編 緑地保全・優良緑地確保支援事業資金融資

- 第1章 緑地保全事業資金融資
 - 第8条 貸付対象
 - 第8条の2 貸付額
 - 第8条の3 緑地保全支援事業資金貸付金の貸付申請手続
 - 第8条の4 貸付決定の通知
 - 第8条の5 緑地保全支援事業資金貸付金の支払請求の手続
 - 第8条の6 緑地保全支援事業資金貸付金の交付等
 - 第8条の7 利子
 - 第8条の8 償還期間及び償還方法
 - 第8条の9 繰上償還
 - 第8条の10 延滞金
 - 第8条の11 貸付条件違反等による繰上償還
 - 第8条の12 貸付決定の取消等
 - 第8条の13 経理の整理
 - 第8条の14 緑地保全支援事業資金貸付金の目的外使用の禁止
 - 第8条の15 貸付決定の変更
 - 第8条の16 業務遂行
 - 第8条の17 実績報告書の提出
 - 第8条の18 帳簿書類の調査等
 - 第8条の19 費用の負担
- 第2章 優良緑地確保支援事業資金融資
 - 第8条の20 国の貸付対象
 - 第8条の21 支援機構の貸付対象
 - 第8条の22 国の貸付額
 - 第8条の23 支援機構の貸付額
 - 第8条の24 貸付条件
 - 第8条の25 優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付手続
 - 第8条の26 認定事業者資金貸付金の貸付手続
 - 第8条の27 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付計画等の変更
 - 第8条の28 認定事業者資金貸付金事業計画等の変更
 - 第8条の29 繰上償還
 - 第8条の30 貸付決定の取消等
 - 第8条の31 延滞金
 - 第8条の32 優良緑地確保支援事業資金貸付金等の目的外使用の禁止
 - 第8条の33 加算金の徴収等
 - 第8条の34 貸付けの条件の基準
 - 第8条の35 実績報告書の提出
 - 第8条の36 届け出の義務
 - 第8条の37 経理の明確化
 - 第8条の38 帳簿書類の調査等
 - 第8条の39 費用の負担

第9編 民間都市開発推進資金融資

- 第1章 特定民間都市開発推進資金貸付金
 - 第9条 貸付対象
 - 第9条の2 貸付額
 - 第9条の3 機構貸付金の貸付申請の手続き
 - 第9条の4 貸付決定の通知
 - 第9条の5 機構貸付金の支払請求の手続
 - 第9条の6 機構貸付金の交付
 - 第9条の7 利子
 - 第9条の8 償還期間及び償還方法
 - 第9条の9 繰上償還
 - 第9条の10 取得建築物等の譲渡が行われた場合等における繰上償還
 - 第9条の11 延滞金
 - 第9条の12 貸付条件違反等による繰上償還
 - 第9条の13 貸付決定の取消し等
 - 第9条の14 経理の整理
 - 第9条の15 機構貸付金の目的外使用の禁止等
 - 第9条の16 事業計画等の変更
 - 第9条の17 参加事業の中止又は廃止

第9条の18	事業遂行の義務
第9条の19	取得建築物等の賃貸又は譲渡
第9条の20	賃貸又は譲渡の基準
第9条の21	賃貸又は譲渡するときの条件
第9条の22	届出の義務
第9条の23	業務報告書等の提出
第9条の24	帳簿書類の調査等
第9条の25	費用の負担
第2章	選定事業資金貸付金
第9条の26	貸付対象
第9条の27	貸付額
第9条の28	選定貸付金の貸付申請の手続
第9条の29	貸付決定の通知
第9条の30	選定貸付金の支払請求の手続
第9条の31	選定貸付金の交付
第9条の32	利子
第9条の33	償還期間及び償還方法
第9条の34	機構の貸付金の貸付条件
第9条の35	繰上償還
第9条の36	選定事業者から機構の貸付金の繰上償還を受けた場合における繰上償還
第9条の37	延滞金
第9条の38	貸付条件違反等による繰上償還
第9条の39	貸付決定の取消し等
第9条の40	経理の整理
第9条の41	選定貸付金の目的外使用の禁止等
第9条の42	業務遂行の義務
第9条の43	選定貸付業務における機構と選定事業者との間の貸付契約に定めるべき事項
第9条の44	届出の義務
第9条の45	対象選定事業の事業計画等の変更承認等
第9条の46	報告等
第9条の47	帳簿書類の調査等
第9条の48	費用の負担

附 則

第1編 総則

第1条 総則

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号。以下「法」という。）第1条の規定による資金の貸付けに関しては、法、都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和41年政令第122号。以下「令」という。）、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成5年建設省令第6号。以下「規則」という。）、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）、国土交通省所管債権管理事務取扱規程（平成13年国土交通省訓令第62号）その他の法令等に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2編 用地先行取得資金融資等

第1章 用地先行取得資金融資

第2条 貸付対象

- 1 法第1条第1項の規定による資金の貸付けは、次に掲げる土地の買取りについて行う。
 - 一 法第1条第1項第1号に掲げる土地（以下「都市施設用地」という。）で次に掲げる要件に該当するもの
 - （1）おおむね5年以後10年以内にその整備に関する事業の用に供される見込みがある公共施設の区域内にあること。
 - （2）当該公共施設が、市街化の傾向が著しくなるおそれがある地域内にあること。
 - （3）当該公共施設を整備するため必要な部分の用に供されるものであること。
 - （4）土地所有者の買取りの申出があったものであること。
 - （5）土地に関する所有権以外の将来の整備に支障となる権利の目的となっているものでないこと。
 - （6）当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物が除却される見込みが確実であること。
 - （7）令第3条第2号の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第14号の生産緑地地区内の特に良好な生活環境の確保に資する公園又は緑地として国土交通大臣が定める基準に該当するもの（以下「生産緑地地区内公園緑地」という。）にあっては、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条又は第15条に基づく申出があったものであること。
 - （8）生産緑地地区内公園緑地にあっては特定市の区域（都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域及びその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域）内にあること。
 - （9）令第3条第4号の都市構成上重要な河川の高規格堤防（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第2項に規定する高規格堤防をいう。）にあっては、河川管理者が高規格堤防（河川法第16条第1項に規定する河川整備基本方針等によるその整備を図る区間が定められている河川（利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川）において当該区間内で整備するものに限る。）を整備するために必要となる法面部にあてる土地であって、都府県又は市若しくは特別区が買取りを行うものに限るものであること。
 - 二 法第1条第1項第2号に掲げる土地（以下「都市機能更新用地」という。）で次に掲げる要件に該当するもの

- (1) 都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域（以下「市街地整備区域」という。）内の次のいずれかの区域内にあること。

イ 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区の区域、同項第4号の2の都市再生特別地区の区域、同法第10条の2第1項第2号の土地区画整理促進区域の区域、同法第12条の4第1項第1号の地区計画の区域若しくは同項第2号の防災街区整備地区計画の区域、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第2号の地区（以下「2号地区」という。）の区域若しくは同条第2項の地区（以下「2項地区」という。）の区域、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項の同意基本計画に係る拠点地区（以下「同意基本計画に係る拠点地区」という。）の区域又は住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に規定する都道府県計画において定められた同条第2項第6号の住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）の区域で面積が3ヘクタール（土地区画整理促進区域の区域、地区計画の区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区及び同条第4項に規定する開発整備促進区を除く。）又は重点供給地域の区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべき区域に係る国土交通大臣が定める基準に該当するもの）にあっては、2ヘクタール）以上のものの区域

ロ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律92号）（以下「中心市街地法」という。）第16条第1項の認定中心市街地の区域で次に掲げる要件に該当するもの

- ① その区域の面積が3ヘクタール以上であること。
- ② その区域の大部分が昭和35年の国勢調査の結果による人口集中地区（昭和35年に人口集中地区が設定されていない場合には、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）の区域内にあること。
- ③ 中心市街地法第9条第7項の認定を受けた同条第1項の基本計画（以下「基本計画」という。）策定時の最近年の国勢調査が行われた年（以下この号において「最近年」という。）から起算して20年前の国勢調査の結果によるその区域内の人口に対する当該区域内の最近年の人口の減少率が20パーセント以上であること。
- ④ 最近年の国勢調査の結果によるその区域内の人口のうち65歳以上の人口の割合が16パーセント以上であること。
- ⑤ 最近のおおむね10年間に於いてその区域内における小売業の店舗数及び販売額が減少していること。

ハ 都市計画法第10条の4第1項の被災市街地復興推進地域

- (2) (1)の地区計画の区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の区域内の再開発等促進区に限る。）内の土地にあっては、次に掲げるいずれかの区域内にあること。

イ 都市計画法第12条の5第5項第1号の施設の区域

ロ 都市計画法第12条の5第2項第1号の地区整備計画の区域

ハ イ又はロに掲げる区域に隣接した区域で、確実に10年以内に地区整備計画が定められることとなると認められる区域

- (3) (1)の同意基本計画に係る拠点地区の区域内の土地にあっては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律136号）附則第2条第1項の規定により日本国有鉄道清算事業団から日本鉄道建設公団に承継された土地（当該土地と一体的に整備を行う土地を含む。）であること。

- (4) (1)の認定中心市街地の区域内の土地にあっては、次に掲げるいずれかの区域内にあること。

イ 高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、地区計画の区域、2号地区の区域又は2項

地区の区域

ロ 都市計画に定められた土地区画整理事業の施行区域で当該区域の大部分が商業地域内にあるもの

(5) (1) の被災市街地復興推進地域内の土地にあっては、土地区画整理事業が予定されている場合にあっては当該土地区画整理事業の規模が10ヘクタール以上、市街地再開発事業が予定されている場合にあっては当該市街地再開発事業の規模が3ヘクタール以上であること。

(6) (1) の高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域の区域、地区計画の区域、住宅地高度利用地区計画の区域、再開発地区計画の区域若しくは防災街区整備地区計画の区域、2号地区の区域、2項地区の区域、同意基本計画に係る拠点地区の区域又は重点供給地域の区域、認定中心市街地の区域又は被災市街地復興推進地域内にある買取りを予定する都市機能更新用地で次に掲げる公共公益施設（以下「公共公益施設」という。）の用に供されるものの面積の合計が、当該区域内にある買取りを予定する都市機能更新用地の面積の合計のおおむね2分の1以上あり、かつ、公共公益施設以外の用に供される土地についても、都市の再開発を円滑に推進するため有効に利用できるものであること。

イ 道路、鉄道、駐車場等の交通施設用地

ロ 公園、緑地等の公共空地

ハ 下水処理場、水道施設等の供給処理施設用地

ニ 河川等の水路用地

ホ 学校、図書館、公民館等の教育文化施設用地

ヘ 病院、保健所、乳児院等の医療社会福祉施設用地

ト 公営住宅、都市再生機構住宅等

チ 官公庁施設用地

リ 防災センター、備蓄倉庫、貯水槽等の防災施設用地

ヌ 公共公益施設の整備に伴う代替地

(7) (1) の高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域の区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、2号地区の区域、2項地区の区域、同意基本計画に係る拠点地区の区域、重点供給地域の区域又は認定中心市街地の区域内にある買取りを予定する都市機能更新用地の面積の合計がおおむね1ヘクタール以上であること。

(8) (1) の被災市街地復興推進地域内にある買取りを予定する都市機能更新用地の面積の合計が、土地区画整理事業が予定されている場合にあってはおおむね3ヘクタール以上、市街地再開発事業が予定されている場合にあってはおおむね1ヘクタール以上であること。

(9) 土地所有者の買取りの申出があったものであること。

(10) 土地に関する所有権以外の将来の整備に支障となる権利の目的となっているものでないこと。

(11) 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物が除却される見込みが確実であること。

2 法第1条第2項第1号の規定による資金の貸付けは、同項に規定する地方公共団体の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第300条第1項の規定により指定された防災街区整備推進機構（一般社団法人又は一般財団法人であるものに限る。以下この章において同じ。）が行う同法第301条第3号イに規定する土地（防災街区整備地区計画の区域において、当該区域内の各街区の防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地として同法施行令第57条に規定するものに限る。）のうち都市機能更新用地に該当するもの（以下「防災機構買取用地」という。）で次に掲げる要件に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付けについて行う。

一 市街地整備区域内における防災街区整備地区計画の区域で面積が3ヘクタール以上のものの区域内にあること。

二 都市防災推進事業制度要綱（平成20年4月1日国都防第76号）第2編第2条第3項第2号に規定する地区公共施設又は同項第3号に規定する防災まちづくり拠点施設の用に供されるものであること。

- 三 第1号の防災街区整備地区計画の区域内にあり、かつ、前号の施設の用に供される防災機構買取用地で、防災街区整備推進機構が買取りを予定するものの面積の合計がおおむね1ヘクタール以上であること。
- 3 法第1条第2項第2号の規定による資金の貸付けは、同項に規定する地方公共団体の中心市街地法第51条第1項の規定により指定された中心市街地整備推進機構（一般社団法人又は一般財団法人であるものに限る。以下この章において同じ。）が行う同法第52条第3号に規定する土地のうち都市機能更新用地に該当するもの（以下「中心機構買取用地」という。）で次に掲げる要件に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付けについて行う。
- 一 市街地整備区域内における第2条第1項第2号（1）ロの認定中心市街地の区域内の同号（4）の要件に該当する土地であること。
- 二 次に掲げる要件のいずれかに該当する土地であること。
- （1）買取りを予定する中心機構買取用地が基本計画の内容に即して行われる土地区画整理事業又は市街地再開発事業を円滑に推進するため有効に利用できるものであり、かつ、買取りを予定する中心機構買取用地で公共公益施設の用に供される土地の面積の合計が、買取りを予定する中心機構買取用地の面積の合計のおおむね2分の1以上あること。
- （2）基本計画に定められた公共公益施設のうち、民間活力を活用したまちづくり又は住民と一体となって行うまちづくりの観点から中心市街地整備推進機構が自ら整備を行うもの又は中心市街地整備推進機構が当該施設整備事業に参加するものの用地又はその代替地であること。
- 三 第1号の認定中心市街地の区域内にあり、かつ、前号の土地で、中心市街地整備推進機構が買取りを予定するものの面積の合計がおおむね1ヘクタール以上であること。

第2条の2 貸付額

- 1 法第1条第1項の規定による貸付金の額は、都市施設用地の買取りにあつては買取りを予定する都市施設用地の価額（同一の土地所有者に属する一団の土地のうち、当該都市施設の区域にある一部を買い取ることによって生ずる残地で、従来利用していた目的に供することが著しく困難となったものを買い取る必要がある場合には、当該残地の価額を含む。）、当該用地に存する物件の移転に要する費用の額等当該用地の取得に要する費用の額、都市機能更新用地の買取りにあつては買取りを予定する都市機能更新用地の価額、当該用地に存する物件の移転に要する費用の額等当該用地の取得に要する費用の額とする。
- 2 法第1条第2項の規定による貸付金の額は、防災街区整備推進機構又は中心市街地整備推進機構（以下この編において「機構」という。）が買取りを予定する防災機構買取用地又は中心機構買取用地（以下「機構買取用地」という。）の価額、当該用地に存する物件の移転に要する費用の額等当該用地の取得に要する費用に充てる資金に対し、地方公共団体が貸付けを行う額とする。
- 3 前2項の用地の価額は、適正に鑑定評価された価額を限度とするものとする。

第2条の3 地方公共団体貸付金の貸付申請の手続

法第1条第1項又は法第1条第2項の規定による貸付金（以下「地方公共団体貸付金」という。）の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに、用地先行取得資金貸付申請書（様式第2-1号）に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出しなければならない。

一 法第1条第1項の規定による貸付金

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

イ 都市施設用地 土地買取り計画書（様式第2-2号）、都市計画決定等関係書類（様式第2-4号）

ロ 都市機能更新用地 土地買取り計画書（様式第2-2号）、市街地整備計画書（様式第2-3号）、都市計画決定等関係書類（様式第2-4号）

二 法第1条第2項の規定による貸付金

土地買取り計画書（様式第2-2号。地方公共団体貸付金による地方公共団体の貸付金（以下

「特定機構貸付金」という。)を受けて土地の買取りを行う機構の作成したものに限る。)、市街地整備計画書(様式第2-3号。特定機構貸付金の貸付けを受けて土地の買取りを行う機構の作成したものに限る。)、都市計画決定等関係書類(様式第2-4号)

第2条の4 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長は、地方公共団体貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、地方公共団体に対して、用地先行取得資金貸付決定通知書(様式第2-5号)を送付するものとする。

第2条の5 地方公共団体貸付金の支払請求の手続

地方公共団体は、前条の貸付決定に基づき、国からの地方公共団体貸付金の交付を受けようとするときは、用地先行取得資金貸付支払請求書(様式第2-6号)を支出官国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第2条の6 地方公共団体貸付金の交付

国の地方公共団体貸付金の交付は、前条の貸付金支払請求書の提出があった後、第2条の4の用地先行取得資金貸付決定通知書記載の貸付金交付時期、土地の買取りの時期等を勘案して行う。この場合において、地方公共団体は地方公共団体貸付金の交付を受ける時期、都市局長に借用証書(様式第2-7号)を提出しなければならない。

第2条の7 利率

地方公共団体貸付金の利率は、法第2条第1項に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める利率とする。

第2条の8 償還期間及び償還方法

- 1 地方公共団体貸付金の償還期間は、都市局長が、地方公共団体が当該地方公共団体貸付金によって買取りを予定する土地又は機構が特定機構貸付金によって買取りを予定する土地に係る事業の施行の予定時期等を勘案し必要と認めて、別の償還期間又は据置期間を定めたときのほか、10年(都市施設用地のうち公園又は緑地で社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知)附属編附属第Ⅱ編第1章イ-12-(1)-2-Ⅱ及びロ-12-(1)-2-Ⅱに規定する防災緑地緊急整備計画に基づき買い取る用地(以下「防災緑地」という。)に係る地方公共団体貸付金にあっては3年の、その他の地方公共団体貸付金にあっては4年の据置期間を含む。)とする。
- 2 地方公共団体貸付金の元金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月10日及び3月10日とする。ただし、当該期日が、銀行休業日にあたる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。
- 3 利息は、地方公共団体貸付金の未償還残高に対し地方公共団体貸付金の元金の償還期日に支払うものとする。

第2条の9 繰上償還

- 1 地方公共団体は、この要領に別に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、地方公共団体貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 地方公共団体が、地方公共団体貸付金によって買い取った土地について第2条の14の特別会計から他の会計への所管替若しくは他の者に対する譲渡(以下この章において「処分」という。)をした場合又は機構から特定機構貸付金の繰上償還を受けた場合において、次条第1項又は第2項の規定により、繰上償還の申込みをした場合(様式第2-8号)
 - 二 第2条の12第1項の規定により、又は第2条の17、第2条の18第2項、第2条の19第2項若しくは第3項若しくは第2条の23第5項若しくは第6項の規定に基づく指示により都市局

長が地方公共団体貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合（様式第２－９号）

三 前２号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合（様式第２－８号）

- ２ 都市局長は、前項第１号又は第３号の場合には、地方公共団体貸付金の繰上償還をすべきことを、地方公共団体に通知するものとする。（様式第２－１０号）

第２条の１０ 処分が行われた場合等における繰上償還

- １ 地方公共団体は、地方公共団体貸付金によって買い取った土地について処分をした場合においては、当該土地に係る地方公共団体貸付金の未償還残高を当該処分した日から起算して１月以内に償還しなければならない。この場合において、地方公共団体貸付金に係る土地の一部について処分をしたときは、地方公共団体貸付金の総額に地方公共団体貸付金によって買い取った土地の価額に対する当該処分をした部分の価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該処分をした日までに償還した額のうち元金に相当する額と当該処分をした日から起算して１月以内に第２条の８第１項又は第２項の規定によって償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還すれば足りるものとする。
- ２ 地方公共団体は、機構から特定機構貸付金の繰上償還を受けた場合においては、直ちに都市局長に報告するとともに、第２条の８の規定にかかわらず、当該繰上償還の額に相当する金額を当該繰上償還を受けた日から起算して１０日以内に償還しなければならない。
- ３ 地方公共団体が前２項による償還を行った場合における地方公共団体貸付金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とする。ただし、都市局長が事業の施行の予定時期等を勘案し必要と認めて別に償還期間又は据置期間を定めたときは、この限りでない。

第２条の１１ 延滞金

地方公共団体は、第２条の８又は前条による地方公共団体貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第２条の１２ 貸付条件違反による繰上償還

- １ 地方公共団体は、次の各号の一に掲げる場合において都市局長が償還期間の満了前に当該地方公共団体貸付金の全部又は一部に関し用地先行取得資金繰上償還請求書（様式第２－９号）により、その償還を請求したときは、これに応じなければならない。
 - 一 正当な理由なく地方公共団体貸付金の償還を怠った場合
 - 二 第２条の１４から第２条の２４までの規定に違反した場合
 - 三 機構が指定を取り消された場合
 - 四 前各号に掲げる場合を除くほか、誠実に土地の買取りを遂行しない場合又は特定機構貸付金の貸付けを忠実に遂行しない場合
- ２ 地方公共団体は、前項（第１号を除く。）の規定により、又は第２条の１７、第２条の１８第２項、第２条の１９第２項若しくは第３項若しくは第２条の２３第５項若しくは第６項の規定に基づく指示により地方公共団体貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき元金及び利息に相当する額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払の日までの日数に応じ、地方公共団体貸付金の総額（地方公共団体が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第３７条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第２条の１３ 貸付決定の取消し等

都市局長は、地方公共団体が第２条の１２第１項各号に掲げる事由に該当することとなった場合

においては、第2条の4の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第2条の6の規定による地方公共団体貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第2条の14 地方公共団体の特別会計

地方公共団体は、地方公共団体貸付金による土地の買取りを行う場合又は特定機構貸付金の貸付けを行う場合については、当該土地の買取り又は当該貸付けに関する経理を明確にするため、特別会計を設けて一般会計と区分して経理しなければならない。

第2条の15 地方公共団体貸付金の目的外使用の禁止

- 1 地方公共団体は、地方公共団体貸付金を第2条の4の用地先行取得資金貸付決定通知書で定める土地の買取り又は特定機構貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。ただし、都市施設用地に係る地方公共団体貸付金を都市施設用地で第2条の4の用地先行取得資金貸付決定通知書で定めるもの以外のものの買取りのために使用する場合又は都市機能更新用地に係る地方公共団体貸付金を都市機能更新用地で第2条の4の用地先行取得資金貸付決定通知書で定めるもの以外のものの買取りのために使用する場合において、あらかじめ、都市局長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 第2条の3の規定は、前項の承認申請の手続について準用する。

第2条の16 市街地整備計画等の変更

- 1 地方公共団体は、第2条の3第1号の土地買取り計画書又は市街地整備計画書の内容を変更する場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 地方公共団体は、機構に対し第2条の2第3号、第4号又は第6号の承認を行う場合には、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

第2条の17 土地の買取り等の中止

地方公共団体は、地方公共団体貸付金による土地の買取り又は特定機構貸付金の貸付けを中止しようとする場合は、都市局長の承認を受けなければならない。この場合において都市局長が必要な指示をしたときは、地方公共団体は、これに従わなければならない。

第2条の18 土地の買取り義務等

- 1 地方公共団体は、地方公共団体貸付金により土地の買取りを行う場合にあっては地方公共団体貸付金の貸付けを受けた日の属する年度内に、特定機構貸付金の貸付けを行う場合にあっては地方公共団体貸付金の貸付けを受けた日の属する年度内で、かつ10日以内に第2条の4の用地先行取得資金貸付決定通知書において定めるところにより土地の買取り又は特定機構貸付金の貸付けを行わなければならない。
- 2 地方公共団体は、第2条の4の用地先行取得資金貸付決定通知書において定めるところにより土地を買い取ることに若しくは特定機構貸付金の貸付けを行うことができない場合又は困難になった場合には、ただちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第2条の19 買い取った土地の処分又は利用

- 1 地方公共団体は、地方公共団体貸付金によって買い取った土地を貸付けの目的以外の目的に供し、又は供させるため当該地方公共団体以外の者に譲り渡し、若しくは使用させてはならない。ただし、将来貸付けの目的に使用するための妨げにならない限度において一時使用し、又は使用させる場合において、あらかじめ、都市局長の承認を受けたとき若しくは軽易なものとして都市局長が別に定める基準に該当するとき又は償還期間を満了したときは、この限りでない。
- 2 地方公共団体は、地方公共団体貸付金によって買い取った都市施設用地の全部又は一部について

都市計画の変更により貸付けの目的に供することができなくなった場合にはすみやかに都市局長に報告し、その指示に従わなければならない。

- 3 地方公共団体は、地方公共団体貸付金によって買い取った都市機能更新用地を第2条の3第1号ロの市街地整備計画書において定めた整備計画の基本構想に適合した事業の用に供することが著しく困難になった場合には、すみやかに都市局長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 地方公共団体は、地方公共団体貸付金によって買い取った都市施設用地の全部又は一部の処分をしようとするときは、あらかじめ、都市局長に報告しなければならない。（様式第2-11号）
- 5 地方公共団体は、地方公共団体貸付金によって買い取った都市機能更新用地の全部又は一部の処分をしようとするときは、あらかじめ、都市局長に都市機能更新用地処分計画（様式第2-12号）を提出して、承認を受けなければならない。

第2条の20 処分の基準

- 1 都市機能更新用地の処分の相手方は、第2条の3第1号ロの市街地整備計画書で定めた整備計画の基本構想に適合した事業を行うため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者のうちから定めなければならない。
- 2 都市機能更新用地（道路、公園その他の公共施設の用に供されるものを除く。）の処分価額は、類地等の地価を基準とし、当該都市機能更新用地の買取り及び管理に要する費用（買取りのための測量、調査等に要する費用及び地方公共団体貸付金の利息の支払に要する費用を含む。以下「買取り費用等」という。）並びに当該都市機能更新用地の位置、品位及び用途を勘案して、定めなければならない。
- 3 都市機能更新用地で道路、公園その他の公共施設の用に供されるもの又は都市施設用地の処分価額は、近傍類地の時価を基準とし、当該土地の買取り費用等を勘案して適正に定めなければならない。

第2条の21 買い取った土地を譲渡するときの条件

地方公共団体は、地方公共団体貸付金によって買い取った都市機能更新用地を、当該地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、次の各号を内容とする条件を付さなければならない。

- 一 当該土地を当該譲渡の日の翌日から起算して、地方公共団体が定める期間内に市街地整備計画において定めた整備計画の基本構想に適合した建築物の建築その他譲渡契約で定める用途に供しなければならないこと。
- 二 当該土地を譲り受けた者が前号の規定に反した土地の利用を行ったときは、地方公共団体は民法（明治29年法律第89号）第579条の定めるところに従い、当該譲渡の日の翌日から起算して10年を経過するまでの期間買戻権を行使することができる。

第2条の22 地方公共団体と機構との間の貸付契約に定めるべき事項

地方公共団体は、地方公共団体と機構との間の貸付契約において、次の各号に定める事項についての定めをするものとする。

- 一 機構は、特定機構貸付金に係る経理を会計帳簿により他の財源による資金と明確に区分して整理しておかななければならないこと。
- 二 機構は、特定機構貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないこと。
- 三 機構は、土地買取り計画及び市街地整備計画（第8号において、「土地買取り計画等」という。）のうち当該貸付契約で特に定めるものの変更をする場合には、地方公共団体の承認を受けなければならないこと。
- 四 機構は、土地の買取りを中止する場合には、地方公共団体の承認を受けなければならないこと。
- 五 機構は、特定機構貸付金を受けた日の属する年度内に土地買取り計画に従って土地の買取りを行わなければならないこと。また、機構は、土地の買取りが予定の期間内に完了しない場合又は困難となった場合には、速やかに地方公共団体に報告して、その指示に従わなければならないこと。
- 六 機構は、買い取った土地を貸付けの目的に反して使用、処分又は担保に供する場合には、地方公

共団体の承認を受けなければならないこと。ただし、将来貸付けの目的に使用するための妨げにならない限度において一時使用し、又は使用させる場合において第2条の19に規定する軽易なものとして都市局長が定める基準に該当するとき又は償還期間を満了したときは、この限りでないこと。

七 機構は、当該貸付契約で定めるところにより、土地の買取りが完了した場合には、当該土地の買取りの成果を記載した実績報告を地方公共団体に提出しなければならないこと。

八 機構は、地方公共団体により、前号に規定する実績報告に係る成果が当該貸付金の貸付けの目的及び土地買取り計画等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。

九 地方公共団体は、第5号又は第8号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

(1) 機構が正当な理由なく特定機構貸付金の償還を怠ったとき。

(2) 機構が第1号から前号までに掲げる事項についての定めに従わないとき。

(3) 機構が当該貸付契約で定める期間内に特定機構貸付金を貸付けの目的に従って使用しないとき。

(4) その他機構が当該貸付契約の定めに従って誠実に事業を遂行しないとき

第2条の23 実績報告書等の提出等

1 地方公共団体は、毎年度の地方公共団体貸付金による都市施設用地の買取り実績報告書（様式第2-13号）を翌年度の4月末日までに都市局長に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、毎年度の地方公共団体貸付金による都市機能更新用地の買取り実績報告書（様式第2-14号）を翌年度の4月末日までに都市局長に提出しなければならない。

3 地方公共団体は、特定機構貸付金の貸付けを受けた機構の機構買取用地の毎年度の買取り実績報告書（様式第2-14号）を翌年度の4月末日までに都市局長に提出しなければならない。

4 地方公共団体は、地方公共団体貸付金の償還が完了するまでの間、地方公共団体貸付金によって買い取った土地又は機構が特定機構貸付金の貸付けを受けて買い取った土地の管理状況報告書（様式第2-15号）を毎年度4月末日までに都市局長に提出しなければならない。

5 都市局長において地方公共団体貸付金による土地の買取りの実績若しくは状況又は地方公共団体貸付金によって買い取った土地の管理の状況が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、地方公共団体は、その指示に従わなければならない。地方公共団体貸付金の買取り残額がある場合において、その使用について必要な指示をしたときも同様とする。

6 地方公共団体は、機構から第2条の22第5号又は第7号の報告を受けた場合には、速やかに都市局長にその内容を報告するとともに、第2条の22第5号又は第8号の指示を行う場合には、あらかじめ都市局長に報告しなければならない。この場合において、都市局長が必要な指示をしたときは、地方公共団体は、これに従わなければならない。

第2条の24 帳簿書類の調査等

都市局長において債権の保全上必要があると認めて、地方公共団体貸付金の経理、土地の買取り、買い取った土地の管理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。

第2章 賑わい増進事業資金融資

第2条の25 国の貸付対象

国は、法第1条第2項の規定により、同項第3号の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第2条の26 地方公共団体の貸付対象

地方公共団体は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「公園法」という。）第5条の6第1項に規定する認定計画提出者（以下「認定計画提出者」という。）に対して、同法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）に基づく同法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設（以下「公募対象公園施設」という。）及び同条第2項第5号に規定する特定公園施設（以下「特定公園施設」という。）の建設に要する費用の貸付けを行う。

第2条の27 国の貸付額

第2条の25の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

第2条の28 地方公共団体の貸付額

- 1 第2条の26の規定に基づき地方公共団体が一の認定計画提出者に対し貸し付ける総額は、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設に要する費用の合計の2分の1を超えないものとする。
- 2 第2条の26の規定に基づき地方公共団体が一の認定計画提出者に対し貸付けを行う年度においては、第2条の30の認定計画提出者資金貸付金資金計画書に定める当該年度の資金支出が資金収入を下回らないこととする。

第2条の29 貸付条件

- 1 国の貸付金（以下「地方公共団体資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下「認定計画提出者資金貸付金」という。）は有利子とする。
- 2 地方公共団体貸付金の利率は、法第2条第1項に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める利率とする。
- 3 地方公共団体資金貸付金及び認定計画提出者資金貸付金の償還期間は10年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び地方公共団体は、これらの償還期間の範囲内において、認定計画提出者の業務の状況、資金の状況等を勘案して、認定計画提出者ごとに適正な償還期間を定めるものとする。
- 4 地方公共団体資金貸付金及び認定計画提出者資金貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月10日又は3月10日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。
- 5 利息は、地方公共団体貸付金の未償還残高に対し地方公共団体貸付金の元金の償還期日に支払うものとする。

第2条の30 地方公共団体資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに地方公共団体資金貸付金貸付申請書（様式第2-16号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金貸付計画書（様式第2-17号）
 - 二 次条第1項の規定に基づき認定計画提出者が提出した認定計画提出者資金貸付金貸付申請書、認定計画提出者資金事業計画書、認定計画提出者資金貸付金資金計画書、認定計画提出者資金貸付金収支計画書、認定公募設置等計画及び公園法第5条第1項の許可書
- 2 支出負担行為担当官である都市局長は、地方公共団体資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書（様式第2-18号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体資金貸付金支払請求書（様式第2-19号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体資金貸付金支払請求書の提出があった後、

第1項第2号の認定計画提出者資金貸付金貸付申請書に記載された貸付金交付予定時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長に地方公共団体資金貸付金借用証書（様式第2-20号）を提出するものとする。

第2条の31 認定計画提出者資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体は、認定計画提出者資金貸付金の貸付けを受けようとする認定計画提出者から、認定計画提出者資金貸付金貸付申請書（様式第2-21号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
 - 一 認定計画提出者資金貸付金事業計画書（様式第2-22号）
 - 二 認定計画提出者資金貸付金資金計画書（様式第2-23号）
 - 三 認定計画提出者資金貸付金収支計画書（様式第2-24号）
 - 四 認定公募設置等計画
 - 五 公園法第5条第1項の許可書
- 2 地方公共団体は、認定計画提出者資金貸付金を貸し付けるに当たり、認定計画提出者から認定計画提出者資金貸付金借用証書（様式第2-25号）を提出させるものとする。

第2条の32 地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更

地方公共団体は、第2条の30第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。

第2条の33 認定計画提出者資金貸付金事業計画等の変更

- 1 地方公共団体は、認定計画提出者が第2条の31第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の承認を受けさせなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 地方公共団体は、前項の規定に基づき第2条の31第1項に規定する書類の内容の変更について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第2条の34 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の29第3項の規定に関わらず、地方公共団体資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 認定計画提出者資金貸付金の貸付けを受けた認定計画提出者が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第2条の30第4項に規定する地方公共団体資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書（様式第2-26号）により地方公共団体資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書（様式第2-27号）を都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書（様式第2-28号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体資金貸付金の額は、認定計画提出者が繰上償還した認定計画提出者資金貸付金の額に相当する地方公共団体資金貸付金の貸付額とする。

第2条の35 貸付決定の取消等

都市局長は、地方公共団体が第2条の30第2項に規定する地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部

又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第2条の36 延滞金

地方公共団体は、第2条の29による地方公共団体貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第2条の37 地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金を認定計画提出者資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 地方公共団体は、認定計画提出者に認定計画提出者資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

第2条の38 加算金の徴収等

- 1 認定計画提出者が認定計画提出者資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、地方公共団体は当該認定計画提出者から加算金を徴収することができるものとし、かつその徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。
- 2 前項により地方公共団体が認定計画提出者から徴収することができる加算金の額は、償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 第1項の規定により地方公共団体が国に納付すべき金額は、同項の規定により徴収した金額に、当該貸付金を貸し付けた日の属する会計年度における、地方公共団体資金貸付金の額の認定計画提出者資金貸付金の額に対する割合を乗じて得た額とする。
- 4 地方公共団体は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

第2条の39 貸付けの条件の基準

前条に定めるもののほか、地方公共団体資金貸付金又は認定計画提出者資金貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体は、認定計画提出者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。
 - イ 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - ロ 貸付金の償還を怠ったとき。
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。
- 二 地方公共団体が、認定計画提出者に対し、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難であると認めて、貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律第24条第1項の規定の適用については、同項第6号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第26条第1項の規定は、適用されないものとする。
- 三 地方公共団体は、認定計画提出者が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとする。
- 四 地方公共団体は、認定計画提出者に対し、担保を提供させ、又は法人と連帯して債務を負担する保証人を立てさせなければならないものとする。
- 五 認定計画提出者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適

正な実施を図るため必要があると認めて、認定計画提出者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、認定計画提出者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

第2条の40 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体資金貸付金実績報告書（様式第2-29号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金精算調書（様式第2-30号）
 - 二 地方公共団体資金貸付金受入調書（様式第2-31号）
- 2 地方公共団体は、認定計画提出者資金貸付金を認定計画提出者に貸付けた年度の翌年から当該認定計画提出者による当該貸付金の償還が完了するまでの間、当該認定計画提出者から毎年度6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月20日）までに前年度の認定計画提出者資金貸付金実績報告書（様式第2-32号）及び認定計画提出者資金貸付金資金調書（様式第2-33号）を提出させ、その写しを各年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月30日）までに都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長において地方公共団体資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、地方公共団体はその指示に従わなければならない。
- 4 地方公共団体において認定計画提出者資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、地方公共団体は認定計画提出者に指示し、その指示に従わせなければならない。

第2条の41 届け出の義務

地方公共団体は、認定計画提出者資金貸付金の貸付けを受けた認定計画提出者から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、認定計画提出者の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は、認定計画提出者が設置又は管理する施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長にその内容を報告しなければならない。

第2条の42 経理の明確化

地方公共団体資金貸付金及び認定計画提出者資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第2条の43 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。

第3編 市街地再開発事業等資金融資

第1章 事業資金貸付金

第3条 国の貸付対象

国は、法第1条第3項の規定により、同項第1号（法第2条第4項表の2項に規定する貸付金を除く。）の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第3条の2 地方公共団体の貸付対象

地方公共団体は、市街地再開発事業を施行する個人施行者（その施行地区が第一種市街地再開発事業の施行区域内又は市街地再開発促進区域内にある事業を施行する者に限る。）、市街地再開発組合又は再開発会社（都市再開発法第50条の2第3項に規定する再開発会社をいう。）（以下この編において「組合等」という。）に対して当該市街地再開発事業に要する費用の貸付けを行う。

第3条の3 国の貸付額

第3条の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

第3条の4 地方公共団体の貸付額

- 1 第3条の2の規定に基づき地方公共団体が一の組合等に対し貸し付ける総額は、市街地再開発事業に要する費用の2分の1を超えないものとする。
- 2 第3条の2の規定に基づき地方公共団体が一の組合等に対し貸付けを行う年度においては、第3条の7の組合等資金貸付金資金計画書に定める当該年度の資金支出が資金収入を下回らないこととする。

第3条の5 貸付条件

- 1 国の貸付金（以下「地方公共団体資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下この編において「組合等資金貸付金」という。）は無利子とする。
- 2 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還期間は8年以内（都市再開発法第11条第3項の事業計画の認可を受けていない市街地再開発組合にあっては12年以内）とする。国及び地方公共団体は、これらの償還期間の範囲内において、組合等の事業施行の状況、資金の状況等を勘案して、組合等ごとに適正な償還期間を定めるものとする。
- 3 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還方法は、一括償還の方法によるものとする。

第3条の6 地方公共団体資金貸付金の貸付手続き

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長及び住宅局長が別に定める期日までに地方公共団体資金貸付金貸付申請書（様式第3-1号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを、都市局長又は住宅局長（幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴う市街地再開発事業に係る貸付けにあっては都市局長、その他の市街地再開発事業に係る貸付けにあっては住宅局長。以下本編において同じ。）に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金貸付計画書（様式第3-2号）
 - 二 次条第1項に基づき組合等が提出した組合等資金貸付金貸付申請書、組合等資金貸付金事業計画書及び組合等資金貸付金資金計画書
- 2 支出負担行為担当官である都市局長又は住宅局長は、地方公共団体資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書（様式第3-3号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体資金貸付金支払請求書（様式第3-4号）を支出官である国土交通大臣官房会計

課長に提出するものとする。

- 4 地方公共団体資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体資金貸付金支払請求書の提出があった後、第1項第2号の組合等資金貸付金貸付申請書に記載された貸付金交付予定時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長又は住宅局長に地方公共団体資金貸付金借用証書（様式第3－5号）を提出するものとする。

第3条の7 組合等資金貸付金の貸付手続き

- 1 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けようとする組合等から、組合等資金貸付金貸付申請書（様式第3－6号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
 - 一 組合等資金貸付金事業計画書（様式第3－7号）
 - 二 組合等資金貸付金資金計画書（様式第3－8号）
- 2 地方公共団体は、組合等資金貸付金を貸し付けるに当たり、組合等から組合等資金貸付金借用証書（様式第3－9号）を提出させるものとする。

第3条の8 地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更

- 1 地方公共団体は、第3条の6第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第3条の6第2項の地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書の内容の変更を要するときは、地方公共団体は、同条第1項に規定する手続きに準じて地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第3－10号）を都市局長又は住宅局長に提出しなければならない。
- 3 第3条の6第2項の規定は、前項の規定による地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書の提出があった場合に準用する。（様式第3－11号）

第3条の9 組合等資金貸付金事業計画等の変更

- 1 地方公共団体は、組合等が第3条の7第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の承認を受けさせなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 地方公共団体は前項の規定に基づき第3条の7第1項に規定する書類の内容の変更について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。

第3条の10 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号の一に該当する場合には、第3条の5第2項の規定に関わらず、地方公共団体資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第3条の6第4項に規定する地方公共団体資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長又は住宅局長が地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書（様式第3－12号）により地方公共団体資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合

- 2 地方公共団体は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書（様式第3－13号）を都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書（様式第3－14号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体資金貸付金の額は、組合等が繰上償還した組合等資金貸付金の額に相当する地方公共団体資金貸付金の貸付額とする。

第3条の11 貸付決定の取消等

都市局長又は住宅局長は、地方公共団体が第3条の6第2項に規定する地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第3条の12 地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金を組合等資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 地方公共団体は、組合等に組合等資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

第3条の13 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体資金貸付金実績報告書（様式第3－15号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金精算調書（様式第3－16号）
 - 二 地方公共団体資金貸付金受入調書（様式第3－17号）
- 2 地方公共団体は、組合等資金貸付金を組合等に貸付けた年度の翌年から当該組合等による当該貸付金の償還が完了するまでの間、当該組合等から毎年度6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月20日）までに前年度の組合等資金貸付金実績報告書（様式第3－18号）及び組合等資金貸付金資金調書（様式第3－19号）を提出させ、その写しを各年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月30日）までに都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長において地方公共団体資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、地方公共団体はその指示に従わなければならない。
- 4 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等の施行する市街地再開発事業が完了した場合には、前項の規定に関わらず、当該完了の日から30日以内に組合等から組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を提出させ、その写しを当該完了の日から40日以内に都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 5 地方公共団体において組合等資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、

地方公共団体は組合等に指示し、その指示に従わせなければならない。

第3条の14 経理の明確化

地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第3条の15 帳簿書類の調査等

都市局長又は住宅局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。

第2章 保留床取得資金貸付金

第3条の16 国の貸付対象

国は、法第1条第3項の規定により、同項第1号（第3条の規定による貸付の対象となる資金を除く。）又は第2号の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第3条の17 地方公共団体の貸付対象

1 地方公共団体は、市街地再開発事業の施行者が施設建築物又は施設建築敷地（施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者が当該権利に対応して取得することとなるものを除く。）に関する権利（以下「保留床」という。）の全部又は一部を公募して譲渡しようとしたにも関わらず譲渡できなかった場合において、次のいずれかに該当する者が出資する施設建築物の賃貸その他の管理を目的とする法人（以下この章において「法人」という。）に当該保留床の全部又は一部を取得させるときの当該取得に必要な費用又は再開発会社が当該保留床の管理処分を行うときの当該管理処分に要する費用の貸付けを行う。ただし、当該施行者が当該保留床の全部又は一部を賃貸（施行者の責に帰すことができない理由により賃貸するもので、一時的な使用であることが明らかであり、その使用期間が18ヶ月以内である場合を除く。）した後に、法人に取得させる場合又は管理処分を行う場合を除く。

一 施行者

二 市街地再開発組合の組合員

三 株式会社である再開発会社の株主又は有限会社である再開発会社の社員（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）

2 前項の法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えてその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 前項第1号に掲げる者（地方公共団体に限る。） 4分の1

ロ 前項第1号に掲げる者（地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。）又は同項第2号若

しくは第3号に掲げる者 2分の1

ハ ロに掲げる者（前項第1号に掲げる者にあつては、個人施行者及び再開発会社に限る。）及び
地方公共団体 2分の1

二 施設建築物の賃貸その他の管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

3 第1項の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあつては公報その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあつては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載によって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が組合等である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 施行地区の面積が0.4ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第3条の18 国の貸付額

第3条の16の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

第3条の19 地方公共団体の貸付額

1 第3条の17の規定に基づき、地方公共団体が一の法人又は再開発会社（以下この章において「法人等」という。）に対し貸し付ける総額は、同条第1項の保留床の取得に必要な費用又は保留床の管理処分に要する費用（当該保留床を取得しようとする場合に必要な費用の額を限度とする。）の2分の1を超えないものとする。

2 前項の費用の算定の基礎となる保留床の価額は、近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等と著しく均衡を失しないよう定められなければならない。

第3条の20 貸付条件

1 国の貸付金（以下「地方公共団体保留床取得資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下「法人等保留床取得資金貸付金」という。）は無利子とする。

2 地方公共団体保留床取得資金貸付金及び法人等保留床取得資金貸付金の償還期間は25年（10年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び地方公共団体は、これらの償還期間の範囲内において、法人等の業務の状況、資金の状況等を勘案して、法人等ごとに適正な償還期間を定めるものとする。

3 地方公共団体保留床取得資金貸付金及び法人等保留床取得資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日又は3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。

第3条の21 地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付手続き

1 地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長及び住宅局長が別に定める期日までに地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付申請書（様式第3-20号）

に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長又は住宅局長に提出するものとする。

- 一 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付計画書（様式第 3－2 1 号）
- 二 次条第 1 項の規定に基づき法人等が提出した法人等保留床取得資金貸付金貸付申請書、法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画書、法人等保留床取得資金貸付金業務等調書、法人等保留床取得資金貸付金収支計画書及び法人等保留床取得資金貸付金保留床管理处分方針
- 2 支出負担行為担当官である都市局長又は住宅局長は、地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書（様式第 3－2 2 号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体保留床取得資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体保留床取得資金貸付金支払請求書（様式第 3－2 3 号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体保留床取得資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体保留床取得資金貸付金支払請求書の提出があった後、法人等保留床取得資金貸付金の貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体保留床取得資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長又は住宅局長に地方公共団体保留床取得資金貸付金借用証書（様式第 3－2 4 号）を提出するものとする。

第 3 条の 2 2 法人等保留床取得資金貸付金の貸付手続き

- 1 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けようとする法人等から、法人等保留床取得資金貸付金貸付申請書（様式第 3－2 5 号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
 - 一 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画書（様式第 3－2 6 号）
 - 二 法人等保留床取得資金貸付金業務等調書（様式第 3－2 7 号）
 - 三 法人等保留床取得資金貸付金収支計画書（様式第 3－2 8 号）
 - 四 法人等保留床取得資金貸付金保留床管理处分方針（様式第 3－2 9 号）
- 2 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金を貸し付けるに当たり、法人等から法人等保留床取得資金貸付金借用証書（様式第 3－3 0 号）を提出させるものとする。

第 3 条の 2 3 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付計画等の変更

- 1 地方公共団体は、第 3 条の 2 1 第 1 項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第 3 条の 2 1 第 2 項の地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書の内容に変更を要するときは、地方公共団体は、同条第 1 項に規定する手続きに準じて地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第 3－3 1 号）を都市局長又は住宅局長に提出しなければならない
- 3 第 3 条の 2 1 第 2 項の規定は、前項の規定による地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書の提出があった場合に準用する。（様式第 3－3 2 号）

第 3 条の 2 4 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画等の変更

- 1 地方公共団体は、法人等が第3条の22第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の承認を受けさせなければならない。ただし、都市局長及び住宅局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第3条の21第2項の地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書の内容に変更を要するときは、地方公共団体は、同条第1項に規定する手続きに準じて地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第3-31号）を都市局長又は住宅局長に提出しなければならない。

第3条の25 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号の一に該当する場合には、第3条の20第2項及び第3項の規定に関わらず、地方公共団体保留床取得資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第3条の21第4項に規定する地方公共団体保留床取得資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長又は住宅局長が地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還請求書（様式第3-33号）により地方公共団体保留床取得資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還申込書（様式第3-34号）を都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体保留床取得資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還通知書（様式第3-35号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体保留床取得資金貸付金の額は、法人等が繰上償還した法人等保留床取得資金貸付金の額に相当する地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付額とする。

第3条の26 貸付決定の取消等

都市局長又は住宅局長は、地方公共団体が第3条の21第2項に規定する地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体保留床取得資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第3条の27 地方公共団体保留床取得資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 地方公共団体は、地方公共団体保留床取得資金貸付金を法人等保留床取得資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 地方公共団体は、法人等に法人等保留床取得資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

第3条の28 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体保留床取得資金貸付金実績報告書（様式第3－36号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体保留床取得資金貸付金精算調書（様式第3－37号）
 - 二 地方公共団体保留床取得資金貸付金受入調書（様式第3－38号）
- 2 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から翌年度の4月20日までに法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書（様式第3－39号）を提出させ、その写しを4月30日までに都市局長又は住宅局長に提出するものとする。
- 3 都市局長又は住宅局長において地方公共団体保留床取得資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、地方公共団体はその指示に従わなければならない。
- 4 地方公共団体において法人等保留床取得資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、地方公共団体は法人等に指示し、その指示に従わせなければならない。

第3条の29 保留床の賃貸又は譲渡

- 1 地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、法人等が当該貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留床の全部又は一部を賃貸又は譲渡しようとするときには、あらかじめ、地方公共団体の長に法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書（様式第3－40号）を提出させ、承認を受けさせなければならない。
- 2 地方公共団体は前項の規定に基づき保留床の全部又は一部の譲渡について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。

第3条の30 賃貸又は譲渡の基準

法人等が法人等保留床取得資金貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留床を賃貸する場合における家賃又は譲渡する場合における譲渡価格は、近傍同種の建築物等の賃貸価格又は取引価格を基準とし、法人等が取得した保留床に係る貸付金の必要償還額、法人等の資金の状況、保留床賃貸事業の収支計画等を勘案し定めさせなければならない。

第3条の31 業務状況報告書等の提出

地方公共団体の長は、法人等に、法人等保留床取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度6月20日までに、前年度における法人等の業務の状況について法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書（様式第3－41号）に法人等の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを同年度6月30日までに都市局長又は住宅局長に提出しなければならない。

第3条の32 届け出の義務

地方公共団体は、法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、法人等の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は、法人等の保有する保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長又は住宅局長にその内容を報告しなければならない。

第3条の33 経理の明確化

地方公共団体保留床取得資金貸付金及び法人等保留床取得資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第3条の34 帳簿書類の調査等

都市局長又は住宅局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体保留床取得資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体保留床取得資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。

第4編 土地区画整理事業資金融資

第1章 事業資金貸付金

第4条 国の貸付対象

- 1 国は、法第1条第4項の規定により、同項第1号から第4号までの資金（第4条の12の規定による貸付けの対象となる資金を除く。）の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。
- 2 国は、法第1条第5項の規定により、地方公共団体に対して、土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至った場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となっている区域について新たに施行者となり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「区画法」という。）第128条第2項の規定により土地区画整理組合から引き継いで施行することとなった土地区画整理事業（法第1条第4項第1号から第4号までに規定するものに限る。）に要する資金の貸付けを行う。

第4条の2 地方公共団体の貸付対象

- 1 地方公共団体は、法第1条第4項第1号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第17条第1号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する個人施行者（施行地区内の宅地について所有権又は借地権（区画法第2条第7項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者が2人以上存する場合に限る。）、土地区画整理組合又は区画整理会社（区画法第51条の9第5項に規定する区画整理会社をいう。）（以下「組合等」という。）に対し貸付けを行う。
 - 一 施行地区が最近年の国勢調査の結果による人口集中地区内又はこれに隣接する区域内にあり、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の区域内にあること。
 - 二 施行地区の面積が0.4ヘクタール以上であり、かつ、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値が2以上であること。
 - 三 都市計画において定められた街路又は道路法（昭和27年法律第180号）にいう道路（以下「街路等」という。）で幅員が9メートル以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する街路等にあつては、6メートル以上（施行地区の面積が5ヘクタール以上の事業にあつては、8メートル以上）のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。
 - イ 特に防災に資する次に掲げるいずれかの街路等

- ① 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路として定められている街路等
 - ② 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路として定められている街路等
 - ロ 特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する次に掲げるいずれかの街路等
 - ① 都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画の区域内の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要な街路等
 - ② 施行地区内及びその周辺の居住者等による教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設の有効な利用を確保するために必要な街路等
 - 四 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の15パーセント以上であること。
- 2 地方公共団体は、法第1条第4項第1号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第17条第2号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等（個人施行者は除く。）に対し貸付けを行う。
- 一 施行地区の面積が5ヘクタール以上であること。
 - 二 幅員が12メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。
 - 三 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の22パーセント以上であること。
 - 四 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分（おおむね70パーセント以上）を占め、又は一以上の住区（1ヘクタール当たり100人から300人を基準として約1万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。）により構成される住宅市街地が新たに造成されること。
- 3 地方公共団体は、次に掲げる要件に該当する法第1条第4項第2号の土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。
- 一 第1項第1号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。
 - 二 施行地区の面積が0.2ヘクタール以上であり、かつ、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値が1以上であること。
 - 三 0.1ヘクタール以上の面積の市街地再開発事業区又は高度利用推進区が設定されていること。
 - 四 街路等で幅員が6メートル（施行地区の面積が5ヘクタール以上の事業にあつては、8メートル）以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。
- 4 地方公共団体は、次に掲げる要件に該当する法第1条第4項第3号の土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。
- 一 第1項第1号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。
 - 二 第3項第2号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。
 - 三 0.1ヘクタール以上の面積の誘導施設整備区が設定されていること。
- 5 地方公共団体は、法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第21条第1号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。
- 一 第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。
 - 二 第3項第4号に掲げる要件を満たすこと。
 - 三 0.1ヘクタール以上の面積の景観計画区域が設定されていること。
- 6 地方公共団体は、法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第21条第2号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等（個人施行者は除く。）

に対し貸付けを行う。

- 一 第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。
- 二 第3項第4号に掲げる要件を満たすこと。
- 三 0.1ヘクタール以上の面積の景観計画区域が設定されていること。

第4条の3 国の貸付額

- 1 第4条第1項の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。
- 2 第4条第2項の規定に基づき、国が地方公共団体に対し貸し付ける総額は、第4条の2第1項、第2項、第5項及び第6項に掲げる土地区画整理事業にあっては土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「区画令」という。）第63条第1項各号（第8号を除く。以下、この項において同じ。）に掲げる費用（当該費用に係る国の貸付金の償還に要する費用（地方公共団体が事業を引き継いだ時点において旧施行者に貸し付けてから8年（区画法第14条第2項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第3項の規定による事業計画の認可を受けていないもの（以下「早期設立組合」という。）に貸し付けた場合にあっては10年）を経過していない貸付けの額の合計を限度とする。以下、この項において同じ。）を含む。）、第4条の2第3項及び第4項に掲げる土地区画整理事業にあっては、区画令第63条第1項各号に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は改良の工事に要する費用（当該費用に係る国の貸付金の償還に要する費用を含む。）のそれぞれ4分の1の範囲内とし、かつ、区画令第63条第1項各号に掲げる費用については、施行地区の面積に1平方メートル当たり10,100円（丘陵地等の場合にあっては1平方メートル当たり16,700円、既成市街地等の場合にあっては1平方メートル当たり75,200円）を乗じて得た金額に4分の1を乗じて得た金額（旧施行者に貸し付けた金額を除く。）を超えないもの（ただし、国の貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付けについてはこの限りではない。）とする。
- 3 一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成される土地区画整理事業（新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占めるものを除く。）についての貸付額の算定に当たっては、住宅市街地に係る事業につき前項に掲げる金額を算定するものとする。
- 4 第2項の規定により、国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、当該土地区画整理事業の当該年度における収支不足額を限度とする。

第4条の4 地方公共団体の貸付額

- 1 地方公共団体が一の組合等に対し貸し付ける総額は、第4条の2第1項、第2項、第5項及び第6項に掲げる土地区画整理事業にあっては区画令第63条第1項各号（第8号を除く。以下、この項において同じ。）に掲げる費用（土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、工事その他主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業で、当該主要な部分を実施するために事業計画を変更したものを施行する場合又はその施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至り、土地区画整理組合から区画整理会社が事業を引き継いで施行する場合、当該費用に係る地方公共団体の貸付金の償還に要する費用（事業計画の変更又は区画整理会社が事業を引き継いだ時点において土地区画整理組合に貸し付けてから8年（早期設立組合に貸付けた場合にあっては10年）を経過していない貸付けの額の合計を限度とする。以下、この項において同じ。）を含む。）、第4条の2第3項及び第4項に掲げる土地区画整理事業にあっては、区画令第63条第1項各号に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は改良の工事に要する費用（当該費

用に係る地方公共団体の貸付金の償還に要する費用を含む。)のそれぞれ2分の1の範囲内とし、かつ、区画令第63条第1項各号に掲げる費用については、施行地区の面積に1平方メートル当たり10,100円(丘陵地等の場合にあつては1平方メートル当たり16,700円、既成市街地等の場合にあつては1平方メートル当たり75,200円)を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額(区画法第128条第2項の規定により事業を引き継いだ場合には、旧施行者に貸し付けた金額を除く。)を超えないもの(ただし、地方公共団体の貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付けについてはこの限りではない。)とする。

2 一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成される土地区画整理事業(新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占めるものを除く。)についての貸付額の算定に当たっては、住宅市街地に係る事業につき第1項に掲げる金額を算定するものとする。

3 地方公共団体が一の組合等に対し各年度に貸し付ける額は、当該組合等の当該年度における収支不足額を限度とする。

第4条の5 貸付条件

1 国の貸付金(以下「地方公共団体資金貸付金」という。)及び地方公共団体の貸付金(以下「組合等資金貸付金」という。)は無利子とする。

2 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。国又は地方公共団体は、これらの償還期間及び据置期間の範囲内において、地方公共団体又は組合等の事業施行の状況、資金の状況等を勘案して、地方公共団体又は組合等ごとに適正な償還期間及び据置期間を定めるものとする。

一 早期設立組合に対する貸付金 10年(8年以内の据置期間を含む。)以内(ただし、第4条の3及び第4条の4に規定する貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付金にあつては、当初早期設立組合に貸し付けた日の翌日から起算して10年(8年以内の据置期間を含む。)以内)

二 前号に掲げる貸付金以外の貸付金 8年(6年以内の据置期間を含む。)以内(ただし、第4条の3及び第4条の4に規定する貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付金にあつては、当初土地区画整理組合に貸し付けた日の翌日から起算して8年(6年以内の据置期間を含む。)以内)

3 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還期限は、第2項第1号に掲げる貸付金にあつては区画法第21条第4項の規定による早期設立組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して12年以内と、第2項第2号に掲げる貸付金にあつては区画法第9条第3項若しくは第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可、区画法第51条の9第3項の規定による区画整理会社の施行についての認可又は区画法第55条第9項の規定による地方公共団体の事業計画についての決定の公告があつた日の翌日から起算して10年以内とする。ただし、土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、工事その他主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業で、当該主要な部分を実施するために事業計画を変更したものを施行する場合における当該土地区画整理組合に対する貸付金にあつては、区画法第39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公告があつた日の翌日から起算して10年以内とする。

- 4 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、地方公共団体資金貸付金は、第1回の償還期日が9月20日又は3月20日となるように据置期間を適宜定めるものとする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。

第4条の6 地方公共団体資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに地方公共団体資金貸付金貸付申請書（様式第4-1号-1、様式第4-1号-2）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金貸付計画書（様式第4-2号-1）
（様式第4-2号-2）
 - 二 地方公共団体資金貸付金償還計画書（様式第4-3号）
 - 三 地方公共団体資金貸付金事業計画書（様式第4-4号-1）
（様式第4-4号-2）
 - 四 地方公共団体資金貸付金資金計画書（様式第4-5号-1）
（様式第4-5号-2）
 - 五 地方公共団体資金貸付金事業変更計画書（様式第4-6号）
- 2 支出負担行為担当官である都市局長は、地方公共団体資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書（様式第4-7号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体資金貸付金支払請求書（様式第4-8号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体資金貸付金支払請求書の提出があった後、地方公共団体が組合等に貸し付ける場合はその貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金の交付を受けるに当たり、国に地方公共団体資金貸付金借用証書（様式第4-9号-1、様式第4-9号-2）を提出するものとする。

第4条の7 組合等資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けようとする組合等から、組合等資金貸付金貸付申請書（様式第4-10号）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。
 - 一 組合等資金貸付金償還計画書（様式第4-11号）
 - 二 組合等資金貸付金事業計画書（様式第4-12号）
 - 三 組合等資金貸付金資金計画書（様式第4-13号）
- 2 地方公共団体は、組合等資金貸付金を交付するに当たり、組合等から組合等資金貸付金借用証書（様式第4-14号）を提出させるものとする。
- 3 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受ける組合等に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人（地方公共団体が確実と認

めたものに限る。)を立てさせるものとする。

第4条の8 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の5第2項の規定にかかわらず、地方公共団体資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第4条の6第4項の地方公共団体資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書（様式第4－15号）により地方公共団体資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号の規定に該当することにより繰上償還しようとする場合は、あらかじめ地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書（様式第4－16号）を都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書（様式第4－17号）により地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号の規定に該当することにより、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体資金貸付金の額は、組合等が繰上償還した組合等資金貸付金の額に相当する地方公共団体資金貸付金の貸付額とする。

第4条の9 貸付決定の取消等

都市局長は、地方公共団体が第4条の6第2項の地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件のうち第6条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、第4条の6第2項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第4条の10 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体資金貸付金実績報告書（様式第4－18号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金精算調書（様式第4－19号）
 - 二 地方公共団体資金貸付金受入調書（様式第4－20号）
- 2 第4条第2項の規定に基づき地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の6月20日までに、地方公共団体資金貸付金事業実績報告書（様式第4－21号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金施行者別事業資金調書（様式第4－22号）
 - 二 地方公共団体資金貸付金進捗状況図
- 3 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等から翌年度の6月20日までに組合

等資金貸付金事業実績報告書（様式第４－２３号）に次に掲げる書類を添えて提出させ、その写しを同月３０日までに都市局長に提出するものとする。

一 組合等資金貸付金施行者別事業資金調書（様式４－２４号）

二 組合等資金貸付金進捗状況図

４ 地方公共団体資金貸付金進捗状況図及び組合等資金貸付金進捗状況図は、縮尺１，０００分の１から３，０００分の１までの設計図に次表に従って記入するものとする。

事 項	道路	水路	公園 緑地	整地	移転	仮 換 地 指定区域
色 別	朱	青	緑	橙	赤	紫
	過年度施行済箇所、淡色塗りつぶし。ただし、仮換地指定区域についてはふちどりぼかし。 当該年度施行箇所は、ふちどり。					

第４条の１１ 経理の明確化

地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第２章 保留地取得資金貸付金

第４条の１２ 国の貸付対象

国は、法第１条第４項の規定により、法第２条第５項表３の項の資金の貸付け又は法第１条第４項の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第４条の１３ 地方公共団体の貸付対象

１ 地方公共団体は、次に掲げる土地区画整理事業の施行者（区画法第２条第３項に規定する施行者をいう。以下同じ。）が、保留地（区画法第９６条第１項又は第２項の規定により換地として定めない土地をいう。以下同じ。）の全部又は一部を、公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、施行者、土地区画整理組合の組合員又は株式会社である区画整理会社の株主若しくは有限会社である区画整理会社の社員（当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地（区画法第２条第６項に規定する宅地をいい、保留地を除く。）について所有権若しくは借地権（同条第７項に規定する借地権をいう。）を有する者に限る。以下同じ。）が出資している法人（以下「法人」という。）で当該保留地の全部若しくは一部を取得するもの又は保留地の全部若しくは一部の管理処分を行う区画整理会社に対し貸付けを行う。

一 法第１条第４項第１号の土地区画整理事業のうち、第４条の２第１項各号に掲げる要件に該当する令第１７条第１号に規定する区域において施行される土地区画整理事業

二 法第１条第４項第１号の土地区画整理事業のうち、第４条の２第２項各号に掲げる要件に該当する令第１７条第２号に規定する区域において施行される土地区画整理事業

三 第４条の２第３項各号に掲げる要件に該当する法第１条第４項第２号の土地区画整理事業

四 第４条の２第４項各号に掲げる要件に該当する法第１条第４項第３号の土地区画整理事業

五 法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、第4条の2第4項各号に掲げる要件に該当する令第21条第1号に規定する区域において施行される土地区画整理事業

六 法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、第4条の2第6項各号に掲げる要件に該当する令第21条第2号に規定する区域において施行される土地区画整理事業

2 前項の法人は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 当該土地区画整理事業の施行者、土地区画整理組合の組合員又は株式会社である区画整理会社の株主若しくは有限会社である区画整理会社の社員が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1（施行者が地方公共団体である場合にあっては4分の1）を超えて出資している法人であること。ただし、当該土地区画整理事業の個人施行者、土地区画整理組合の組合員又は株式会社である区画整理会社の株主若しくは有限会社である区画整理会社の社員が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて2分の1を超えて出資している法人を含む。

二 保留地の賃貸その他の管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

3 第1項の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあっては公報その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社又は独立行政法人都市再生機構にあっては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載によって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が組合等である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 施行地区の面積が2ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第4条の14 国の貸付額

第4条の12の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

第4条の15 地方公共団体の貸付額

1 第4条の13の規定に基づき、地方公共団体が一の法人又は区画整理会社に対し貸し付ける総額は、同条第1項の保留地の取得に必要な費用又は保留地の管理处分に要する費用（当該保留地を取得しようとする場合に必要となる費用の額を限度とする。）の2分の1を超えないものとする。

2 前項の費用の算定の基礎となる保留地の価額は、近傍同種の土地の取引価格等と著しく均衡を失しないよう定められなければならない。

第4条の16 貸付条件

1 国の貸付金（以下「地方公共団体保留地取得資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下「法人等保留地取得資金貸付金」という。）は無利子とする。

2 地方公共団体保留地取得資金貸付金及び法人等保留地取得資金貸付金の償還期間は、25年（10年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び地方公共団体は、この償還期間の範囲内において、法人又は区画整理会社（以下「法人等」という。）の業務の状況、資金の状況等を勘案して、法

人等ごとに適正な償還期間及び据置期間を定めるものとする。

- 3 地方公共団体保留地取得資金貸付金及び法人等保留地取得資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、地方公共団体保留地取得資金貸付金は、第1回の償還期日が9月20日又は3月20日となるように据置期間を適宜定めるものとする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。

第4条の17 地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付申請書（様式第4-25号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付計画書（様式第4-26号）
 - 二 法人等保留地取得資金貸付金貸付申請書（様式第4-27号）
 - 三 法人等保留地取得資金貸付金保留地取得計画書（様式第4-28号）
 - 四 法人等保留地取得資金貸付金法人等業務等調書（様式第4-29号）
 - 五 法人等保留地取得資金貸付金償還計画書（様式第4-30号）
 - 六 法人等保留地取得資金貸付金保留地管理处分方針（様式第4-31号）
- 2 支出負担行為担当官である都市局長は、地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付決定通知書（様式第4-32号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体保留地取得資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体保留地取得資金貸付金支払請求書（様式第4-33号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体保留地取得資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体保留地取得資金貸付金支払請求書の提出があった後、法人等保留地取得資金貸付金の貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体保留地取得資金貸付金の交付を受けるに当たり、国に地方公共団体保留地取得資金貸付金借用証書（様式第4-34号）を提出するものとする。

第4条の18 法人等保留地取得資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けようとする法人等から、法人等保留地取得資金貸付金貸付申請書に前条第1項第2号から第6号までに掲げる書類を添えて提出させるものとする。
- 2 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金を交付するに当たり、法人等から法人等保留地取得資金貸付金借用証書（様式第4-35号）を提出させるものとする。
- 3 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受ける法人等に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人（地方公共団体が確実と認めたものに限る。）を立てさせるものとする。

第4条の19 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の16第2項の規定にかかわらず、地方公共団体保留地取得資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等が当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第4条の17第4項の地方公共団体保留地取得資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還請求書（様式第4－36号）により地方公共団体保留地取得資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号の規定に該当することにより繰上償還しようとする場合は、あらかじめ地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還申込書（様式第4－37号）を都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体保留地取得資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還通知書（様式第4－38号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号の規定に該当することにより、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体保留地取得資金貸付金の額は、法人等が繰上償還した法人等保留地取得資金貸付金の額に相当する地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付額とする。

第4条の20 貸付決定の取消等

都市局長は、地方公共団体が第4条の17第2項の地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件のうち第7条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、第4条の17第2項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体保留地取得資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第4条の21 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体保留地取得資金貸付金実績報告書（様式第4－39号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体保留地取得資金貸付金精算調書（様式第4－40号）
 - 二 地方公共団体保留地取得資金貸付金受入調書（様式第4－41号）
- 2 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から翌年度の4月20日までに法人等保留地取得資金貸付金実績報告書（様式第4－42号）を提出させ、その写しを同月30日までに都市局長に提出するものとする。

第4条の22 保留地の賃貸又は譲渡

- 1 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、法人等が当該貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留地の全部又は一部を賃貸し、又は譲渡しようと

する場合には、あらかじめ、地方公共団体の長に法人等保留地取得資金貸付金保留地管理処分計画承認申請書（様式第４－４３号）を提出させ、承認を受けさせなければならない。

- ２ 地方公共団体は、前項の規定に基づき保留地の全部又は一部の譲渡について承認しようとする場合は、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第４条の２３ 賃貸又は譲渡の基準

法人等が法人等保留地取得資金貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留地を賃貸する場合における地代又は譲渡する場合における譲渡価格は、近傍同種の土地の賃貸価格又は取引価格を基準とし、法人等が取得した保留地に係る貸付金の必要償還額、法人等の資金の状況、保留地賃貸事業の収支計画等を勘案し定めさせなければならない。

第４条の２４ 業務状況報告書の提出

地方公共団体の長は、法人等に、法人等保留地取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度６月２０日までに、前年度における法人等の業務の状況について法人等保留地取得資金貸付金業務状況報告書（様式第４－４４号）に法人等の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを同月３０日までに都市局長に提出しなければならない。

第４条の２５ 届出の義務

地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、法人等の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は法人等の保有する保留地において何らかの事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長にその内容を報告しなければならない。

第４条の２６ 経理の明確化

地方公共団体保留地取得資金貸付金及び法人等保留地取得資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第５編 都市環境維持・改善事業資金融資

第５条 国の貸付対象

国は、法第１条第６項の規定により、同項の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第５条の２ 地方公共団体の貸付対象

- １ 地方公共団体は、令第２５条第１号に規定する都市再生推進法人又は令第２５条第２号に規定するまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人（以下「法人」という。）が、自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的とする活動として都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第１１９条第３号に規定する以下の事業（以下「都市環境維持・改善事業」という。）を行う場合に、当該法人に対して当該都市環境維持・改善事業に要する費用の貸付けを行う。

- 一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち、道路、公園、広場その他公共の用に供するものとして都市再生特別措置法第2条第2項に定められた施設（以下「公共施設」という。）の整備を伴うものとして都市再生特別措置法第2条第1項に定められた事業（以下「都市開発事業」という。）
 - 二 公共施設又は駐車場、自転車駐車場その他の居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして都市再生特別措置法施行規則（平成14年5月31日国土交通省令第66号）第58条で定める施設（以下「都市利便施設」という。）の整備に関する事業
- 2 前項に規定する都市環境維持・改善事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。
- 一 都市再生特別措置法第46条の規定に基づく都市再生整備計画（国土交通大臣に提出することにより都市再生整備計画の提出とみなされる都市再生特別措置法第81条の規定に基づく立地適正化計画を含む。）に定められたもの
 - 二 次のいずれかの地域・地区の区域内にあること
 - イ 都市再生特別措置法第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域の区域
 - ロ 都市再生特別措置法第81条第2項第3号の規定に基づく都市機能誘導区域内において、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数が片道3本以上）から半径1キロメートルの範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数が片道3本以上）から半径500メートルの範囲内の区域

ただし、平成28年度末までに貸付けを行う場合は、平成28年度末までに都市機能誘導区域を設定し、平成30年度末までに都市再生特別措置法第81条第2項第2号の規定に基づく居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域の見込地を対象区域とする。また、平成30年度末までに貸付けを行う場合は、平成30年度末までに居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域を対象区域とする。
 - ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の区域
 - ニ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第4条に規定する観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域であって同法第8条第3項の規定に基づく認定を受けた観光圏整備実施計画にかかるもの
 - ホ 内閣総理大臣により選定された環境モデル都市（候補都市を含む。）
 - ヘ 都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付国都街第77号）第3条第2項の規定に基づく認定を受けた都市・地域総合交通戦略の区域であり、かつ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づき作成された地域公共交通総合連携計画の区域（ただし、同法第9条第3項の規定に基づく認定を受けた軌道運送高度化実施計画又は同法第14条第3項の規定に基づく認定を受けた道路運送高度化実施計画が定められた地域公共交通総合連携計画に限る。）
 - ト 都市再生プロジェクト第三次決定（平成13年12月都市再生本部決定）における、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち特に大火の可能性の高い危険な市街地（以下「重点密集市街地」という。）の区域
 - チ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第1号に規定する計画的な再開発が必要な市街地又は同条第1項第2号及び第2項に規定する特に一体的かつ総合的に市街地

の再開発を促進すべき相当規模の地区

リ 景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画の区域又は同法第61条の規定に基づく景観地区

ヌ コミュニティの再生、防犯、緑化等、地区環境の維持・改善にかかる取組みが必要な区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5に規定する地区計画の区域として位置づけられた区域又は位置づけられることが確実な区域

第5条の3 国の貸付額

第5条の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

第5条の4 地方公共団体の貸付額

第5条の2の規定に基づき地方公共団体が一の法人に対し貸し付ける総額は、同条の都市環境維持・改善事業に要する費用のうち、建築物及びその敷地、公共施設、都市利便施設等（以下「施設等」という。）の買い取り又は整備を行うこと（以下「取得・整備」という。）に要する費用の2分の1を超えないものとする。

第5条の5 貸付条件

- 1 国の貸付金（以下「地方公共団体資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下「法人資金貸付金」という。）は無利子とする。
- 2 地方公共団体資金貸付金及び法人資金貸付金の償還期間は10年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び地方公共団体は、これらの償還期間の範囲内において、法人の業務の状況、資金の状況等を勘案して、法人ごとに適正な償還期間を定めるものとする。
- 3 地方公共団体資金貸付金及び法人資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日又は3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。

第5条の6 地方公共団体資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに地方公共団体資金貸付金貸付申請書（様式第5－1号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金貸付計画書（様式第5－2号）
 - 二 次条第1項の規定に基づき法人が提出した法人資金貸付金貸付申請書、法人資金貸付金施設等取得・整備計画書、法人資金貸付金業務等調書、法人資金貸付金収支計画書及び法人資金貸付金施設等管理方針
- 2 支出負担行為担当官である都市局長は、地方公共団体資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書（様式第5－3号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体資金貸付金の交付を受けようとする場

合は、地方公共団体資金貸付金支払請求書（様式第 5－4 号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

- 4 地方公共団体資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体資金貸付金支払請求書の提出があった後、法人資金貸付金の貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長に地方公共団体資金貸付金借用証書（様式第 5－5 号）を提出するものとする。

第 5 条の 7 法人資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体は、法人資金貸付金の貸付けを受けようとする法人から、法人資金貸付金貸付申請書（様式第 5－6 号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
 - 一 法人資金貸付金施設等取得・整備計画書（様式第 5－7 号）
 - 二 法人資金貸付金業務等調書（様式第 5－8 号）
 - 三 法人資金貸付金収支計画書（様式第 5－9 号）
 - 四 法人資金貸付金施設等管理方針（様式第 5－10 号）
- 2 地方公共団体は、法人資金貸付金を貸し付けるに当たり、法人から法人資金貸付金借用証書（様式第 5－11 号）を提出させるものとする。

第 5 条の 8 地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更

- 1 地方公共団体は、第 5 条の 6 第 1 項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、第 5 条の 6 第 2 項の地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書の内容に変更を要するときは、地方公共団体は、同条第 1 項に規定する手続きに準じて地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第 5－12 号）を都市局長に提出しなければならない。
- 3 第 5 条の 6 第 2 項の規定は、前項の規定による地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書の提出があった場合に準用する。（様式第 5－13 号）

第 5 条の 9 法人資金貸付金事業計画等の変更

- 1 地方公共団体は、法人が第 5 条の 7 第 1 項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の承認を受けさせなければならない。
- 2 地方公共団体は前項の規定に基づき第 5 条の 7 第 1 項に規定する書類の内容の変更について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第 5 条の 10 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号の一に該当する場合には、第 5 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定に関わらず、地方公共団体資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 法人資金貸付金の貸付けを受けた法人が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第 5 条の 6 第 4 項に規定する地方公共団体資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書（様式第 5－14 号）により地方公共団体資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合

- 2 地方公共団体は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書（様式第5－15号）を都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書（様式第5－16号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき地方公共団体が繰上償還する地方公共団体資金貸付金の額は、法人が繰上償還した法人資金貸付金の額に相当する地方公共団体資金貸付金の貸付額とする。

第5条の11 貸付決定の取消等

都市局長は、地方公共団体が第5条の6第2項に規定する地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第5条の12 地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金を法人資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 地方公共団体は、法人に法人資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

第5条の13 加算金の徴収等

- 1 法人が法人資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、地方公共団体は当該法人から加算金を徴収することができるものとし、かつその徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。
- 2 前項により地方公共団体が法人から徴収することができる加算金の額は、償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 第1項の規定により地方公共団体が国に納付すべき金額は、同項の規定により徴収した金額に、当該貸付金を貸し付けた日の属する会計年度における、地方公共団体資金貸付金の額の法人資金貸付金の額に対する割合を乗じて得た額とする。
- 4 地方公共団体は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

第5条の14 貸付けの条件の基準

前条に定めるもののほか、地方公共団体資金貸付金又は法人資金貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体は、法人が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。
 - イ 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - ロ 貸付金の償還を怠ったとき。

- ハ イ及びロに掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。
- ニ 地方公共団体が、法人に対し、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難であると認めて、貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律第24条第1項の規定の適用については、同項第6号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第26条第1項の規定は、適用されないものとする。
- 三 地方公共団体は、法人が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとする。
- 四 地方公共団体は、法人に対し、担保を提供させ、又は法人と連帯して債務を負担する保証人を立てさせなければならないものとする。
- 五 法人は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、法人の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、法人の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

第5条の15 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体資金貸付金実績報告書（様式第5-17号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体資金貸付金精算調書（様式第5-18号）
 - 二 地方公共団体資金貸付金受入調書（様式第5-19号）
- 2 地方公共団体は、法人資金貸付金の貸付けを受けた法人から翌年度の4月20日までに法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書（様式第5-20号）を提出させ、その写しを4月30日までに都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長において地方公共団体資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、地方公共団体はその指示に従わなければならない。
- 4 地方公共団体において法人資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、地方公共団体は法人に指示し、その指示に従わせなければならない。

第5条の16 施設等の賃貸又は譲渡

- 1 地方公共団体は、法人資金貸付金の償還が完了するまでの間、法人が当該貸付金によって取得・整備した施設等の全部又は一部を賃貸又は譲渡しようとするときには、あらかじめ、地方公共団体の長に法人資金貸付金施設等管理处分計画承認申請書（様式第5-21号）を提出させ、承認を受けさせなければならない。
- 2 地方公共団体は前項の規定に基づき施設等の全部又は一部の譲渡について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第5条の17 賃貸又は譲渡の基準

法人が取得・整備を行った施設等を賃貸する場合における家賃又は譲渡する場合における譲渡価格は、近傍同種の施設等の賃貸価格又は取引価格を基準とし、法人が取得・整備した施設等に係る貸付金の必要償還額、法人の資金の状況、施設等賃貸事業の収支計画等を勘案し定めさせなければならない。

第5条の18 業務状況報告書等の提出

地方公共団体の長は、法人に、法人資金貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度6月20日までに、前年度における法人の業務の状況について法人資金貸付金業務状況報告書（様式第5－22号）に法人の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを同年度6月30日までに都市局長に提出しなければならない。

第5条の19 届け出の義務

地方公共団体は、法人資金貸付金の貸付けを受けた法人から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、法人の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は、法人の保有する施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長にその内容を報告しなければならない。

第5条の20 経理の明確化

地方公共団体資金貸付金及び法人資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第5条の21 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。

第6編 独立行政法人都市再生機構事業資金融資

第1章 総則

第6条 貸付対象

法第1条第7項の規定による独立行政法人都市再生機構（以下この編において単に「都市機構」という。）に対する資金の貸付け（以下この編において「都市機構貸付金」という。）は、次の各号に掲げる資金の一部に対して行う。

- 一 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号に掲げる業務（委託に基づき行うもの並びに第2号及び第3号に該当するものを除く。）に要する資金
- 二 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号（宅地の造成に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第3号（土地区画整理事業のうち宅地の造成、防災街区整備事業又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの、市街地再開発事業及び住宅街区整備事業に係るものを除く。以下この号において同じ。）、第7号（同項第1号又は第3号に掲げる業務と併せて行うものに限る。以下この号において同じ。）、第9号（同項第1号又は第3号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）及び第10号（同項第1号、第3号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）

る。)に掲げる業務(委託に基づき行うものを除く。)に要する資金

三 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号(賃貸住宅の建設と併せて行う建築物の敷地の整備及び幹線街路その他の重要な公共施設の整備を伴わない建築物の敷地の整備に係るものに限る。以下この号において同じ。)、第2号、第3号(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴わない市街地再開発事業に係るものに限る。以下この号において同じ。)、第7号(同項第1号から第3号までに掲げる業務と併せて行うものに限る。以下この号において同じ。)、第9号イ、ロ、ハ(同項第1号から第3号までに掲げる業務と併せて行うものに限る。)、ニ(同項第1号に掲げる業務と併せて行うものに限る。)及び第10号(同項第1号から第3号まで又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。)に掲げる業務(委託に基づき行うものを除く。)に要する資金

第6条の2 貸付額

都市機構貸付金の額は、都市機構が施行する前条各号に定める業務に係る工事費及び用地費に要する資金の100分の50の額を限度として都市局長(当該貸付けに係る資金が前条第2号又は第3号に該当する場合にあっては住宅局長。以下本編において同じ。)が必要と認めた額とする。

第2章 貸付手続

第6条の3 都市機構貸付金の貸付申請手続

都市機構は、都市機構貸付金の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付申請書(様式第6-1号)に独立行政法人都市再生機構事業資金融資償還計画書(様式第6-2号)及び独立行政法人都市再生機構事業資金融資事業計画書(様式第6-3号)を添えたものを都市局長に提出しなければならない。この場合において、当該貸付けに係る資金が第6条第1号に該当するものであって、かつ、当該資金に係る業務に住宅局が監督するものが含まれるときは、住宅局長にその写しを提出しなければならないものとする。

第6条の4 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長(第6条第2号又は第3号に該当する場合にあっては支出負担行為担当官住宅局長)は、都市機構貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、都市機構に対して、独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書(様式第6-4号)を送付するものとする。

第6条の5 都市機構貸付金の支払請求の手続

都市機構は、前条の貸付決定(第6条の15第3項の規定による貸付決定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に基づき都市機構貸付金の交付を受けようとするときは、独立行政法人都市再生機構資金融資支払請求書(様式第6-5号)を支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第6条の6 都市機構貸付金の交付等

都市機構貸付金の交付は、前条の独立行政法人都市再生機構事業資金融資支払請求書の提出があった後、第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書記載の貸付金交付予定時期等を勘案して行う。この場合において、都市機構は、都市機構貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書(様式第6-6号)を提出しなければならない。

第3章 貸付条件

第6条の7 利子

都市機構貸付金は、無利子とする。

第6条の8 償還期間及び償還方法

1 都市機構貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めた場合のほか、20年(10年の据置期間を含む。)とする。

- 2 都市機構貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 都市機構貸付金が分割して交付される場合の第2回目以降の交付に係る貸付金の償還期日は、第1回目の交付に係る償還期日と同一とする。

第6条の9 繰上償還

- 1 都市機構は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定に関わらず、都市機構貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 第6条の11第1項の規定に基づき、都市局長が都市機構貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 二 前号のほか、都市機構が特別の事由により繰上償還の申し込みをしたとき（様式第6-7号）
- 2 都市局長は、前項第2号の場合には、都市機構貸付金の繰上償還をすべきことを都市機構に通知するものとする。（様式第6-8号）

第6条の10 延滞金

都市機構は、第6条の8又は第6条の9の規定による都市機構貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき、年10.95パーセントの割合で算出した金額を延滞金として国に納付しなければならない。

第6条の11 貸付条件違反等による繰上償還

- 1 都市機構は、次の各号の一に該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に都市機構貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第6-9号）
 - 一 正当な理由なく都市機構貸付金の償還を怠った場合
 - 二 第6条の13から第6条の18までの規定に違反した場合
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、都市機構貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合
- 2 都市機構は、前項（第1号を除く。）の規定により、都市機構貸付金の償還期間が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該都市機構貸付金の総額（都市機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第6条の12 貸付決定の取消等

都市局長は、都市機構が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第6条の4及び第6条の15第3項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は第6条の6の規定による都市機構貸付金の全部又は一部の交付を停止することができる。

第6条の13 経理の整理

都市機構は、都市機構貸付金に係る経理を他の経費と帳簿上区分して整理しなければならない。

第6条の14 都市機構貸付金の目的外使用の禁止

都市機構は、都市機構貸付金を第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。

第6条の15 貸付決定の変更

- 1 都市機構は、第6条の3に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限り

でない。

- 2 前項の場合において、第6条の4の貸付決定の内容に変更を要するときは、都市機構は、第6条の3に規定する貸付申請の手続きに準じて独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付変更申請書（様式第6－10号）を都市局長に提出しなければならない。
- 3 第6条の4の規定は、前項の規定による独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第6－11号）

第6条の16 業務遂行

- 1 都市機構は、都市機構貸付金の交付を受けた日の属する年度内に第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書において定めるところにより、当該貸付金を工事費又は用地費に充当しなければならない。
- 2 都市機構は、前項の定めるところにより都市機構貸付金を工事費又は用地費に充当できない場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。
- 3 都市機構は、第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書において定めるところにより、業務を実施することができない場合又は困難になった場合には、すみやかに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第6条の17 実績報告書の提出

- 1 都市機構は、都市機構貸付金に係る実績について実績報告書（様式第6－12号）を作成し、当該貸付金の貸付けを受けた年度の翌年度の7月31日までに都市局長に提出しなければならない。
- 2 都市局長が、事業の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、都市機構は、その指示に従わなければならない。

第6条の18 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上必要があると認めて、都市機構貸付金の経理若しくは事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は都市機構貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、都市機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第6条の19 費用の負担

都市機構貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、都市機構の負担とする。

第7編 特定公共用地等先行取得資金融資

第1章 総則

第7条 総則

法第1条第8項の規定による資金の貸付け（以下「特定先行融資」という。）の運用に当たっては、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）のほか、財政法（昭和22年法律第34号）、地方財政法（昭和23年法律第109号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）等の趣旨に留意するものとする。

第7条の2 融資対象

特定先行融資は、次に掲げる要件に該当する土地（以下「事業予定地等用地」という。）の買取りについて行う。

- 一 公有地の拡大の推進に関する法律第6条に規定する土地の買取りの協議に基づき、土地開発公社（都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）が設立するものに限る。以下同

じ。)が取得する土地であること。

二 都道府県知事、指定都市又は中核市の長が公有地の拡大の推進に関する法律第6条に基づいて協議の通知を行うに当たり、国の直轄事業又は独立行政法人都市再生機構等事業の事業予定地又は代替地用地とすることを取得の目的として明示した土地であること。ただし、事業予定地にあつては、都市計画決定等により事業の実施が確実と見込まれる事業地区に係るものに、代替地用地にあつては、地方公共団体等による地権者の意向調査等が既に行われ、大量の代替地需要の発生が確実と見込まれる事業地区に係るものに限る。

三 事業予定地及び代替地用地の先行取得について、公有地の拡大の推進に関する法律の担当部局からの協力依頼と事業予定者等からの協力要請のあった事業地区に関し、土地開発公社が自主的に先行取得しようとする土地で、その取得に要する資金の1/2を設立団体たる地方公共団体が融資するものであること。

第7条の3 融資額

- 1 特定先行融資の額は、買取りを予定する土地（同一の土地所有者に属する一団の土地のうち、当該事業予定地内にある一部を買い取ることによって生ずる残地で、従来利用していた目的に供することが著しく困難となったものを買い取る必要がある場合には、当該残地を含む。）の価額、当該土地に存する物件の移転に要する費用の額等当該土地の取得に要する費用の額の1/2に相当する額とする。
- 2 前項の土地の価額は、適正に鑑定評価された価額を限度とするものとする。

第2章 融資手続

第7条の4 特定先行融資の申請手続

特定先行融資を受けようとする土地開発公社は、関係地方公共団体及び事業予定者等と十分に連絡調整を行った上で、不動産・建設経済局長が別に定める期日までに、特定公共用地等先行取得資金融資申請書（様式第7-1号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを不動産・建設経済局長に提出しなければならない。

- 一 土地買取り計画書（様式第7-2号）
- 二 融資予定額一覧（様式第7-3号）
- 三 都市計画決定が行われている事業に係る土地の取得の場合にあつては、当該都市計画決定関係書類（様式第7-4号）
- 四 事業予定者等からの協力要請書（様式第7-5号）

第7条の5 融資決定の通知

不動産・建設経済局長は、特定先行融資の融資決定を行った場合には遅滞なく土地開発公社に対して、特定公共用地等先行取得資金融資決定通知書（様式第7-6号）を送付するものとする。

第7条の6 特定先行融資の支払請求の手続

土地開発公社は、前条の融資決定に基づき、国からの特定先行融資の交付を受けようとするときは、特定公共用地等先行取得資金融資支払請求書（様式第7-7号）を支出官国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第7条の7 特定先行融資の交付

国の特定先行融資の交付は、前条の支払請求書の提出があった後、第7条の5の特定公共用地等先行取得資金融資決定通知書記載の融資交付時期、土地の買取りの時期等を勘案して行う。この場合において、土地開発公社は特定先行融資の交付を受ける際、不動産・建設経済局長に対し、公有地の拡大の推進に関する法律第6条の協議に関する書類の写及び借用証書（様式第7-8号）を提出しなければならない。

第3章 融資条件

第7条の8 利率

特定先行融資の利率は、法第2条第1項に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める利率とする。

第7条の9 償還期間及び償還方法

- 1 特定先行融資の償還期間は、不動産・建設経済局長が当該特定先行融資によって買取りを予定する土地に係る事業の施行の予定時期等を勘案し必要と認めて、別の償還期間又は据置期間を定めたときのほか、10年（4年の据置期間を含む。）とする。
- 2 特定先行融資の元金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月10日及び3月10日とする。ただし、当該期日が、銀行休業日にあたる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。
- 3 利息は、特定先行融資の未償還残高に対し特定先行融資の元金の償還期日に支払うものとする。

第7条の10 繰上償還

- 1 土地開発公社は、第7編に別に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、特定先行融資の繰上償還を行うものとする。
 - 一 土地開発公社が特定先行融資によって買い取った土地について、事業者若しくは他の者への譲渡又は第7条の15により区分された勘定から他の勘定への移替え（以下この章において「処分」という。）をした場合において、次条第1項または第2項の規定による繰上償還を行う旨の通知をした場合（様式第7-9号）
 - 二 第7条の13第1項の規定により、又は第7条の18、第7条の19第2項、第7条の20第4項若しくは第7条の22第3項の規定に基づく指示により、不動産・建設経済局長が特定先行融資の全部又は一部の償還を請求した場合（様式第7-10号）
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、土地開発公社が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合（様式第7-9号の2）
- 2 不動産・建設経済局長は前項第1号又は第3号の場合には、特定先行融資の繰上償還をすべきことを、土地開発公社に通知するものとする。（様式第7-11号）

第7条の11 処分が行われた場合における繰上償還

- 1 土地開発公社は特定先行融資によって買い取った土地について処分をした場合においては、当該土地に係る特定先行融資の未償還残高を当該処分をした日から起算して1月以内に償還しなければならない。
- 2 前項の場合において、特定先行融資に係る土地の一部について処分をしたときは、特定先行融資の総額に特定先行融資によって買い取った土地の価額に対する当該処分をした部分の価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該処分をした日までに償還した額のうち元金に相当する額と、当該処分をした日から起算して1月以内に第7条の9第1項又は第2項の規定によって償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還すれば足りるものとする。
- 3 土地開発公社が前項による償還を行った場合における特定先行融資の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とする。ただし、不動産・建設経済局長が事業の施行の予定時期等を勘案し必要と認めて、別の償還期間又は据置期間を定めたときは、この限りでない。

第7条の12 延滞金

土地開発公社は、第7条の9又は前条による特定先行融資の償還を怠ったときは、当該償還すべ

き期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第7条の13 貸付条件違反による繰上償還

- 1 土地開発公社は、次の各号の一に掲げる場合において不動産・建設経済局長が償還期間の満了前に特定先行融資の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第7-10号）
 - 一 正当な理由なく特定先行融資の償還を怠った場合
 - 二 第7条の15から第7条の23までの規定に違反した場合
 - 三 前各号に掲げる場合を除くほか、誠実に土地の買取りを遂行しない場合
- 2 土地開発公社は、前項（第1号を除く。）の規定により、又は第7条の18、第7条の19第2項、第7条の20第4項若しくは第7条の22第3項の規定に基づく指示により特定先行融資の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき元金及び利息に相当する額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該特定先行融資の総額（土地開発公社が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第7条の14 貸付決定の取消し等

不動産・建設経済局長は、土地開発公社が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第7条の5の規定による融資決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第7条の7の規定による特定先行融資の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第7条の15 土地開発公社の勘定の区分

土地開発公社は、特定先行融資による土地の買取りを行うについては、当該土地の買取りに関する経理を明確にするため、勘定を区分して経理しなければならない。

第7条の16 特定先行融資の目的外使用の禁止

土地開発公社は特定先行融資を第7条の5の特定公共用地等先行取得資金融資決定通知書で定める土地の買取り以外の用途に使用してはならない。ただし、融資を事業予定地等用地で第7条の5の特定公共用地等先行取得資金融資決定通知書で定めるもの以外のものの買取りのために使用する場合において、あらかじめ、不動産・建設経済局長の承認を受けたときは、この限りでない。

第7条の17 土地買取り計画等の変更

土地開発公社は、第7条の4第1号の土地買取り計画書又は同条第2号の融資予定額一覧の内容を変更する場合には、あらかじめ、不動産・建設経済局長の承認を受けなければならない。ただし、不動産・建設経済局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

第7条の18 土地の買取りの中止

土地開発公社は、特定先行融資による土地の買取りを中止しようとする場合は、不動産・建設経済局長の承認を受けなければならない、この場合において不動産・建設経済局長が必要な指示をしたときは、土地開発公社は、これに従わなければならない。

第7条の19 土地の買取り義務

- 1 土地開発公社は、特定先行融資を受けた日の属する年度内に、第7条の5の特定公共用地等先行取得資金融資決定通知書において定めるところにより土地を買い取らなければならない。
- 2 土地開発公社は、第7条の5の特定公共用地等先行取得資金融資決定通知書において定めるところにより土地を買い取ることができない場合又は困難になった場合には、ただちに不動産・建設経

済局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第7条の20 買い取った土地の処分又は利用

- 1 土地開発公社は、特定先行融資によって買い取った土地について、第7条の2第3号の事業予定者等から買取りの申出、代替地としての提供の要請等があったときは、これに応ずるものとする。
- 2 土地開発公社は、特定先行融資によって買い取った土地の全部又は一部の処分をしようとするときは、あらかじめ、不動産・建設経済局長に報告しなければならない。（様式第7-12号）
- 3 土地開発公社は、特定先行融資によって買い取った事業予定地を当該事業以外の用に供し、又は供させるため当該土地開発公社以外の者に譲り渡し、若しくは使用されてはならない。ただし、将来当該事業の用に供するための妨げにならない限度において一時使用し、若しくは使用される場合において、あらかじめ、不動産・建設経済局長の承認を受けたとき又は償還期間が満了したときは、この限りでない。
- 4 土地開発公社は、特定先行融資によって買い取った事業予定地の全部又は一部について、都市計画の変更等により当該事業の用に供することができなくなった場合には、すみやかに不動産・建設経済局長に報告し、その指示に従わなければならない。

第7条の21 処分の基準

前条第1項の規定により土地を処分する場合等特定先行融資によって取得した土地を処分する場合の処分価格は、近傍類地の時価を基準とし、当該土地の取得及び管理に要する費用（買取りのための測量、調査等に要する費用及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子の支払いに要する費用を含む。）を勘案して適正に定めなければならない。

第7条の22 実績報告書等の提出

- 1 土地開発公社は、毎年度の特定先行融資による土地の買取り実績報告書（様式第7-13号）を翌年度の4月末日までに不動産・建設経済局長に提出しなければならない。
- 2 土地開発公社は、特定先行融資の償還が完了するまでの間、特定先行融資によって買い取った土地の管理状況報告書（様式第7-14号）を毎年度4月末日までに不動産・建設経済局長に提出しなければならない。
- 3 不動産・建設経済局長において、特定先行融資による土地の買取りの実績若しくは状況又は特定先行融資によって買い取った土地の管理の状況が融資の目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、土地開発公社は、その指示に従わなければならない。特定先行融資の買取り残額がある場合において、その使用について必要な指示をしたときも同様とする。

第7条の23 帳簿書類の調査等

不動産・建設経済局長において債権の保全上必要があると認めて、特定先行融資の経理、土地の買取り、買い取った土地の管理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は特定先行融資の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、土地開発公社はこれに応じ、又は従わなければならない。

第8編 緑地保全・優良緑地確保支援事業資金融資

第1章 緑地保全支援事業資金融資

第8条 貸付対象

法第1条第9項の規定による資金の貸付けのうち、緑地保全支援事業資金貸付金は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「緑地法」という。）第69条第1項の規定により指定された都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）が行う同法第70条第1項第1号及び第2号に掲げる業務並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第14条第1項

第1号及び第2号に掲げる業務に要する資金に対して貸付けを行う。

第8条の2 貸付額

緑地保全支援事業資金貸付金の額は、支援機構が実施する前条に定める業務に係る用地の取得及び工事に要する資金の額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。

第8条の3 緑地保全支援事業資金貸付金の貸付申請手続

支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、緑地保全支援事業資金貸付金貸付申請書（様式第8-1号）に緑地保全支援事業資金貸付金償還計画書（様式第8-2号）及び緑地保全支援事業資金貸付金事業計画書（様式第8-3号）を添えたものを都市局長に提出しなければならない。

第8条の4 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長は、緑地保全支援事業資金貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、支援機構に対して、緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書（様式第8-4号）を送付するものとする。

第8条の5 緑地保全支援事業資金貸付金の支払請求の手続

支援機構は、前条の貸付決定（第8条の15第3項の規定による貸付決定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づき緑地保全支援事業資金貸付金の交付を受けようとするときは、緑地保全支援事業資金貸付金支払請求書（様式第8-5号）を支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第8条の6 緑地保全支援事業資金貸付金の交付等

緑地保全支援事業資金貸付金の交付は、前条の緑地保全支援事業資金貸付金支払請求書の提出があった後、第8条の4の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書記載の貸付金交付予定時期等を勘案して行う。この場合において、支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書（様式第8-6号）を提出しなければならない。

第8条の7 利子

緑地保全支援事業資金貸付金は、無利子とする。

第8条の8 償還期間及び償還方法

- 1 緑地保全支援事業資金貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めた場合のほか、10年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。
- 2 緑地保全支援事業資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 緑地保全支援事業資金貸付金が分割して交付される場合の第2回目以降の交付に係る貸付金の償還期日は、第1回目の交付に係る償還期日と同一とする。

第8条の9 繰上償還

- 1 支援機構は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定に関わらず、緑地保全支援事業資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 第8条の11第1項の規定に基づき、都市局長が緑地保全支援事業資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 二 前号のほか、支援機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合（様式第8-7号）

2 都市局長は、前項第2号の場合には、緑地保全支援事業資金貸付金の繰上償還をすべきことを支援機構に通知するものとする。（様式第8－8号）

第8条の10 延滞金

支援機構は、第8条の8又は第8条の9の規定による緑地保全支援事業資金貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき、年10.95パーセントの割合で算出した金額を延滞金として国に納付しなければならない。

第8条の11 貸付条件違反等による繰上償還

1 支援機構は、次の各号の一に該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に緑地保全支援事業資金貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第8－9号）

一 正当な理由なく緑地保全支援事業資金貸付金の償還を怠った場合

二 第8条の13から第8条の18までの規定に違反した場合

三 前各号に掲げる場合のほか、緑地保全支援事業資金貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合

2 支援機構は、前項（第1号を除く。）の規定により、緑地保全支援事業資金貸付金の償還期間が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該緑地保全支援事業資金貸付金の総額（支援機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第8条の12 貸付決定の取消等

都市局長は、支援機構が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第8条の4及び第8条の15第3項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は第8条の6の規定による緑地保全支援事業資金貸付金の全部又は一部の交付を停止することができる。

第8条の13 経理の整理

支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金に係る経理を他の経費と帳簿上区分して整理しなければならない。

第8条の14 緑地保全支援事業資金貸付金の目的外使用の禁止

支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金を第8条の4の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。

第8条の15 貸付決定の変更

1 支援機構は、第8条の3に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

2 前項の場合において、第8条の4の貸付決定の内容に変更を要するときは、支援機構は、第8条の3に規定する貸付申請の手続きに準じて緑地保全支援事業資金貸付金貸付変更申請書（様式第8－10号）を都市局長に提出しなければならない。

3 第8条の4の規定は、前項の規定による緑地保全支援事業資金貸付金貸付変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第8－11号）

第8条の16 業務遂行

1 支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金の交付を受けた日の属する年度内に第8条の4の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書において定めるところにより、当該貸付金を用地の取得又は

工事に要する費用に充当しなければならない。必要となる用地費については、緑地保全支援事業資金貸付金のみを充当しなければならない。

- 2 支援機構は、前項の定めるところにより緑地保全支援事業資金貸付金を用地の取得又は工事に要する費用に充当できない場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。
- 3 支援機構は、第8条の4の緑地保全支援事業資金貸付金貸付決定通知書において定めるところにより、業務を実施することができない場合又は困難になった場合には、すみやかに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第8条の17 実績報告書の提出

- 1 支援機構は、緑地保全支援事業資金貸付金に係る実績について実績報告書（様式第8-12号）を作成し、当該貸付金の貸付けを受けた年度の翌年度の7月31日までに都市局長に提出しなければならない。
- 2 都市局長が、事業の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、支援機構は、その指示に従わなければならない。

第8条の18 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上必要があると認めて、緑地保全支援事業資金貸付金の経理若しくは事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は緑地保全支援事業資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、支援機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第8条の19 費用の負担

緑地保全支援事業資金貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、支援機構の負担とする。

第2章 優良緑地確保支援事業資金融資

第8条の20 国の貸付対象

国は、法第1条第9項の規定による資金の貸付けのうち、緑地法第70条第1項第5号に掲げる業務（以下「優良緑地確保業務」という。）に要する資金の貸付けを行う支援機構に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第8条の21 支援機構の貸付対象

支援機構は、緑地法第89条第3項に規定する認定事業者に対して、同法第90条に規定する認定優良緑地確保計画に基づく同法第88条第1項に規定する緑地確保事業において行う緑地の整備等に要する費用の貸付けを行う。ただし、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等に貢献する公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

第8条の22 国の貸付額

第8条の20の規定に基づき国が支援機構に対し各年度に貸し付ける額は、第8の21の規定に基づき支援機構が認定事業者に対し貸し付ける額を限度とし、都市局長が必要と認めた額とする。

第8条の23 支援機構の貸付額

- 1 第8条の21の規定に基づき支援機構が一の認定事業者に対し貸し付ける総額は、緑地確保事業において行う緑地の整備等に要する費用（補助金（交付金を含む）による支援額を除く）の合計の2分の1を超えないものとする。
- 2 第8条の21の規定に基づき支援機構が一の認定事業者に対し貸付けを行う年度においては、第8条の25第1項第1号の認定事業者資金貸付金資金計画書に定める当該年度の資金支出が資金収入を下回らないこととする。

第8条の24 貸付条件

- 1 第8条の20の規定に基づく国の貸付金（以下「優良緑地確保支援事業資金貸付金」という。）及び第8条の21の規定に基づく支援機構の貸付金（以下「認定事業者資金貸付金」という。）は無利子とする。
- 2 優良緑地確保支援事業資金貸付金及び認定事業者資金貸付金の償還期間は10年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び支援機構は、これらの償還期間の範囲内において、認定事業者の業務の状況、資金の状況等を勘案して、認定事業者ごとに適正な償還期間を定めるものとする。
- 3 優良緑地確保支援事業資金貸付金及び認定事業者資金貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、優良緑地確保支援事業資金貸付金にあたっては、毎年度9月20日又は3月20日とし、認定事業者資金貸付金にあたっては、毎年度9月10日又は3月10日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。

第8条の25 優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付手続

- 1 優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付けを受けようとする支援機構は、都市局長が別に定める期日までに優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付申請書（様式第8-13号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付計画書（様式第8-14号）
 - 二 次条第1項の規定に基づき認定事業者が提出した認定事業者資金貸付金貸付申請書、認定事業者資金事業計画書、認定事業者資金貸付金資金計画書、認定事業者資金貸付金収支計画書、緑地法第88条第1項の認定を受けた優良緑地確保計画（以下「認定優良緑地確保計画」という。）
- 2 支出負担行為担当官都市局長は、優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、支援機構に対して優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定通知書（様式第8-15号）を送付するものとする。
- 3 支援機構は、前項の貸付決定に基づき、優良緑地確保支援事業資金貸付金の交付を受けようとする場合は、優良緑地確保支援事業資金貸付金支払請求書（様式第8-16号）を支出官国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 優良緑地確保支援事業資金貸付金の交付は、前項の優良緑地確保支援事業資金貸付金支払請求書の提出があった後、第1項第2号の認定事業者資金貸付金貸付申請書に記載された貸付金交付予定時期等を勘案して行うものとする。この場合において、支援機構は、優良緑地確保支援事業資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長に優良緑地確保支援事業資金貸付金借用証書（様式第8-17号）を提出するものとする。

第8条の26 認定事業者資金貸付金の貸付手続

- 1 支援機構は、認定事業者資金貸付金の貸付けを受けようとする認定事業者から、認定事業者資金貸付金貸付申請書（様式第8-18号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。
 - 一 認定事業者資金貸付金事業計画書（様式第8-19号）
 - 二 認定事業者資金貸付金資金計画書（様式第8-20号）
 - 三 認定事業者資金貸付金収支計画書（様式第8-21号）
 - 四 認定優良緑地確保計画
- 2 支援機構は、認定事業者資金貸付金を貸し付けるに当たり、認定事業者から認定事業者資金貸付金借用証書（様式第8-22号）を提出させるものとする。

第8条の27 優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付計画等の変更

支援機構は、第8条の25第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。

第8条の28 認定事業者資金貸付金事業計画等の変更

- 1 支援機構は、認定事業者が第8条の26第1項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、支援機構の承認を受けさせなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 支援機構は、前項の規定に基づき第8条の26第1項に規定する書類の内容の変更について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第8条の29 繰上償還

- 1 支援機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の24第2項の規定に関わらず、優良緑地確保支援事業資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 認定事業者資金貸付金の貸付けを受けた認定事業者が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第8条の25第4項に規定する優良緑地確保支援事業資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還請求書（様式第8-23号）により優良緑地確保支援事業資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、支援機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 支援機構は、前項第1号又は第3号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書（様式第8-24号）を都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長は、支援機構より前項の優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、優良緑地確保支援事業資金貸付金を繰上償還すべきことを、優良緑地確保支援事業資金貸付金繰上償還通知書（様式第8-25号）により当該支援機構に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に基づき、支援機構が繰上償還する優良緑地確保支援事業資金貸付金の額は、認定事業者が繰上償還した認定事業者資金貸付金の額に相当する優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付額とする。

第8条の30 貸付決定の取消等

都市局長は、支援機構が第8条の25第2項に規定する優良緑地確保支援事業資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第4項の規定による優良緑地確保支援事業資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第8条の31 延滞金

支援機構は、第8条の24による優良緑地確保支援事業資金貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第8条の32 優良緑地確保支援事業資金貸付金等の目的外使用の禁止

- 1 支援機構は、優良緑地確保支援事業資金貸付金を認定事業者資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。
- 2 支援機構は、認定事業者に認定事業者資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

第8条の33 加算金の徴収等

- 1 認定事業者が認定事業者資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、支援機構は当該認定事業者から加算金を徴収することができるものとし、かつその徴収した加算金の金額を国に納付するものとする。
- 2 前項により支援機構が認定事業者から徴収することができる加算金の額は、償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げら

れた貸付金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

- 3 支援機構は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

第8条の34 貸付けの条件の基準

前条に定めるもののほか、優良緑地確保支援事業資金貸付金又は認定事業者資金貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、次のとおりとする。

- 一 支援機構は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。
 - イ 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - ロ 貸付金の償還を怠ったとき。
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。
- 二 支援機構が、認定事業者に対し、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難であると認めて、貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律第24条第1項の規定の適用については、同項第6号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第26条第1項の規定は、適用されないものとする。
- 三 支援機構は、認定事業者が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとする。
- 四 支援機構は、認定事業者に対し、担保を提供させ、又は法人と連帯して債務を負担する保証人を立てさせなければならないものとする。
- 五 認定事業者は、国又は支援機構が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、認定事業者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、認定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

第8条の35 実績報告書の提出

- 1 優良緑地確保支援事業資金貸付金の貸付けを受けた支援機構は、翌年度の4月30日までに優良緑地確保支援事業資金貸付金実績報告書（様式第8-26号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 優良緑地確保支援事業資金貸付金精算調書（様式第8-27号）
 - 二 優良緑地確保支援事業資金貸付金受入調書（様式第8-28号）
- 2 支援機構は、認定事業者資金貸付金を認定事業者に貸付けた年度の翌年から当該認定事業者による当該貸付金の償還が完了するまでの間、当該認定事業者から毎年度6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月20日）までに前年度の認定事業者資金貸付金実績報告書（様式第8-29号）及び認定事業者資金貸付金資金調書（様式第8-30号）を提出させ、その写しを各年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあつては、4月30日）までに都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長において優良緑地確保支援事業資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、支援機構はその指示に従わなければならない。
- 4 支援機構において認定事業者資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、支援機構は認定事業者に指示し、その指示に従わせなければならない。

第8条の36 届け出の義務

支援機構は、認定事業者資金貸付金の貸付けを受けた認定事業者から、当該貸付金の償還が完了す

るまでの間、認定事業者の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は、認定事業者が設置又は管理する施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長にその内容を報告しなければならない。

第8条の37 経理の明確化

優良緑地確保支援事業資金貸付金及び認定事業者資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第8条の38 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、優良緑地確保支援事業資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は優良緑地確保支援事業資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、支援機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第8条の39 費用の負担

優良緑地確保支援事業資金貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、支援機構の負担とする。

第9編 民間都市開発推進資金融資

第1章 特定民間都市開発推進資金貸付金

第9条 貸付対象

法第1条第10項の規定による資金の貸付けのうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号。以下「民間都市開発法」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に要する資金の貸付けは、同法第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）が行う同法第4条第1項第1号に掲げる業務（以下「参加業務」という。）及び同項第2号に掲げる業務（以下「融通業務」という。）について行う。

第9条の2 貸付額

- 1 法第1条第10項の規定による参加業務に係る貸付金（以下「参加貸付金」という。）の額は、民間都市開発法第2条第2項第1号に掲げる民間都市開発事業に係る参加業務にあっては、民間都市開発法第4条第1項第1号に規定する公共施設等（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用（都市再生特別措置法第30条の規定の適用を受ける民間都市開発事業に係るものにあっては公共施設等及び同法第19条の2第1項に規定する整備計画に記載された同条第8項に規定する事項に係る国際競争力強化施設の整備に要する費用、同法第71条の2の規定の適用を受ける民間都市開発事業に係るものにあっては公共施設等及び同法第71条第1項第1号に規定する緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用、同法第104条の規定の適用を受ける民間都市開発事業に係るものにあっては、公共施設等及び同法第103条第1項第1号の政令で定める公益的施設の整備に要する費用）から民間都市開発法第5条に規定する道路又は港湾施設の整備に関する費用（以下この条において「道路等整備費用」という。）を除いた額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。
- 2 法第1条第10項の規定による融通業務に係る貸付金（以下「融通貸付金」という。）の額は、融通業務について民間都市開発法第4条第2項第1号の規定により日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫（以下「日本政策投資銀行等」という。）に寄託する資金（道路等整備費用に充てるべきものを除く。以下「寄託金」という。）の額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。

第9条の3 機構貸付金の貸付申請の手続

機構は、参加貸付金又は融通貸付金（以下「機構貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、特定民間都市開発推進資金貸付申請書（様式第 9－1 号）に次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出しなければならない。

一 参加貸付金 次に掲げる書類

- イ 参加する事業（以下「参加事業」という。）の事業計画書（様式第 9－2 号）及び資金計画書（様式第 9－3 号）
- ロ 共同事業者たる民間事業者との協定書案
- ハ 機構が取得する建築物又はその敷地（地上権その他の使用収益権を含む。以下「取得建築物等」という。）に関する管理処分方針（様式第 9－4 号）

ニ その他都市局長が指定する書面

二 融通貸付金 特定民間都市開発推進資金貸付申請書記載の金額が必要であることを証する書類

第 9 条の 4 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長は、機構貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、機構に対して、特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書（様式第 9－5 号）を送付するものとする。

第 9 条の 5 機構貸付金の支払請求の手続

- 1 機構は、前条の貸付決定（第 9 条の 1 第 3 項の規定による貸付決定の変更があったときは、その変更後のもの。）に基づき機構貸付金の交付を受けようとするときは、参加貸付金にあつては、特定民間都市開発推進資金支払請求書（様式第 9－6 号）に支払計画、参加事業の進捗状況等に関する書面を添えたもの、融通業務にあつては、特定民間都市開発推進資金支払請求書（様式第 9－6 号）を支出官国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 2 機構は、参加貸付金に係る第 1 回目の特定民間都市開発推進資金支払請求書を提出するときは、共同事業者たる民間事業者との協定書の写を提出しなければならない。

第 9 条の 6 機構貸付金の交付

国の機構貸付金の交付は、前条第 1 項の特定民間都市開発推進資金支払請求書の提出があつた後、第 9 条の 4 の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書記載の貸付金交付時期等（参加業務にあつては、支払計画、参加事業の進捗状況等を含む。）を勘案して行う。この場合において、機構は、機構貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書（様式第 9－7 号）を提出しなければならない。

第 9 条の 7 利子

機構貸付金は、無利子とする。

第 9 条の 8 償還期間及び償還方法

- 1 機構貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めたときのほか、20 年（5 年の据置期間を含む。）とする。
- 2 機構貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、参加貸付金にあつては、毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日とし、融通貸付金にあつては、毎年度 6 月 20 日及び 1 2 月 20 日又は 9 月 20 日及び 3 月 20 日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第 1 回の償還期日に償還するものとする。
- 3 機構貸付金が分割して交付される場合の第 2 回目以降の交付に係る貸付金の償還期日は、第 1 回目の交付に係る貸付金の償還期日と同一とする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、都市局長が特に必要と認めたときは、参加貸付金の償還方法は一括償還の方法によることができるものとし、償還期間は 10 年以内とする。

第9条の9 繰上償還

- 1 機構は、この要領に別に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、機構貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 機構が、参加業務について、取得建築物等を譲渡した場合について、次条第1項又は第2項の規定により、繰上償還の申込みをした場合（様式第9－8号）
 - 二 機構が、融通業務について、日本政策投資銀行等から寄託期間を繰り上げて寄託金の返還を受けた場合において、次条第3項の規定により、繰上償還の申込みをした場合（様式第9－8号）
 - 三 第9条の12第1項の規定により、又は第9条の17、第9条の18第2項若しくは第3項、第9条の19第2項若しくは第9条の23第3項の規定に基づく指示により、都市局長が機構貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合（様式第9－9号）
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合（様式第9－8号）
- 2 都市局長は、前項第1号、第2号又は第4号の場合には、機構貸付金の繰上償還をすべきことを機構に通知するものとする。（様式第9－10号）

第9条の10 取得建築物等の譲渡が行われた場合等における繰上償還

- 1 機構は、参加業務について、取得建築物等を譲渡した場合においては、当該参加業務に係る参加貸付金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して10日以内に償還しなければならない。
- 2 前項の場合において、取得建築物等の一部について譲渡をしたとき又は譲渡代金を分割受領するときは、前項の規定にかかわらず、参加貸付金の総額に取得建築物等の価額に対する当該譲渡をした部分の価額の割合又は譲渡代金に対する当該分割受領した額（第2回目以降の分割受領にあつては、当該分割受領の日までに受領した累計額）の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡の日又は当該分割受領の日までに償還した額と当該譲渡の日又は当該分割受領の日から起算して10日以内に第9条の8の規定により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還すれば足りるものとする。
- 3 機構は、融通業務について、日本政策投資銀行等に対し、寄託期間を繰り上げて寄託金の返還を請求し、これを受けた場合においては、当該融通業務に係る融通貸付金の総額に当該融通業務に係る寄託金の総額に対する返還を受けた金額の割合を乗じて得た金額を、当該寄託金を受けた日から起算して10日以内に償還しなければならない。
- 4 機構が前2項の規定による償還を行った場合における機構貸付金の未償還残高の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前2項の規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とする。ただし、都市局長が必要と認めて別に償還期間又は据置期間を定めたときは、この限りでない。
- 5 資産担保証券等により譲渡代金を受領するときは、第1項の規定にかかわらず、参加貸付金の未償還残高の償還は、償還期間を、残存の償還期間とし、その償還期間までに、当該参加貸付金の償還方法に従い、一括償還又は均等半年賦償還の方法により行うものとする。ただし、都市局長が特に必要と認めたときは繰上償還を命じることができる。

第9条の11 延滞金

機構は、第9条の8から第9条の10までの規定による機構貸付金の償還を怠ったときは、当該

償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第9条の12 貸付条件違反等による繰上償還

- 1 機構は、次の各号の一に該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に機構貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第9－9号）
 - 一 正当な理由なく機構貸付金の償還を怠った場合

- 二 第9条の14から第9条の24までの規定に違反した場合
 - 三 民間都市開発法第12条の規定により機構が改善命令を受けた場合で、都市局長が必要と認めた場合
 - 四 民間都市開発法第13条の規定により機構が同法第3条第1項の指定を取り消された場合
 - 五 前各号に掲げる場合を除くほか、機構貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合
- 2 機構は、前項（第1号を除く。）の規定により、又は第9条の17、第9条の18第2項若しくは第3項、第9条の19第2項若しくは第9条の23第3項の規定に基づく指示により、機構貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該機構貸付金の総額（機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第9条の13 貸付決定の取消し等

都市局長は、機構が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第9条の4及び第9条の16第3項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第9条の6の規定による機構貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第9条の14 経理の整理

- 1 機構は、参加業務に係る経理を参加事業ごとに帳簿上区分して整理しなければならない。
- 2 機構は、融通業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第9条の15 機構貸付金の目的外使用の禁止等

- 1 機構は、機構貸付金を第9条の4の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。
- 2 機構は、日本政策投資銀行等から返還を受けた寄託金（融通貸付金に係るものに限る。）を使用してはならない。
- 3 機構は、次の各号に掲げる利子を前条の規定に従って整理するとともに、その使用に当たっては、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。
 - 一 機構が参加貸付金の交付を受けた日から参加事業に要する費用を支払うまでの間に当該参加貸付金によって生じた利子
 - 二 機構が取得建築物等の譲渡代金を受領した日から国に償還する日までの間に当該譲渡代金（参加貸付金に係るものに限る。）によって生じた利子
 - 三 機構が融通貸付金の交付を受けた日から日本政策投資銀行等に寄託する日までの間に当該融通貸付金によって生じた利子
 - 四 機構が日本政策投資銀行等から寄託金の返還を受けた日から国に償還する日までの間に当該寄託金（融通貸付金に係るものに限る。）によって生じた利子

第9条の16 事業計画等の変更

- 1 機構は、第9条の3第1号に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第9条の4の貸付決定の内容に変更を要するときは、機構は、第9条の3に規定する貸付申請の手續に準じて特定民間都市開発推進資金貸付申請書（様式第9-11号）を都市局長に提出しなければならない。
- 3 第9条の4の規定は、前項の規定による特定民間都市開発推進資金貸付変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第9-12号）

第9条の17 参加事業の中止又は廃止

機構は、参加事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。この場合において、都市局長が必要な指示をしたときは、機構は、これに従わなければならない。

第9条の18 業務遂行の義務

- 1 機構は、機構貸付金の交付を受けた日の属する年度内でかつ交付を受けた日から10日以内に、第9条の4の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書において定めるところにより、参加貸付金を参加事業に充当し、又は融通貸付金を日本政策投資銀行等に寄託しなければならない。
- 2 機構は、前項の定めるところにより参加貸付金を事業に充当し、又は融通貸付金を日本政策投資銀行等に寄託することができない場合又は困難になった場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。
- 3 機構は、第9条の4の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書において定めるところにより参加事業を実施することができない場合又は困難になった場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第9条の19 取得建築物等の賃貸又は譲渡

- 1 機構は、取得建築物等を第9条の3第1号ハに掲げる管理処分方針に反して使用し、若しくは処分し、又は取得建築物等を担保に供してはならない。ただし、参加業務の遂行に支障を及ぼさない限度において使用する場合において、あらかじめ、都市局長の承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 機構は、取得建築物等を前項の管理処分方針に従って賃貸し、又は譲渡することが著しく困難になった場合には、速やかに都市局長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 機構は、取得建築物等の全部又は一部を賃貸し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ、都市局長に取得建築物等管理処分計画(様式第9-13号)を提出して、承認を受けなければならない。

第9条の20 賃貸又は譲渡の基準

- 1 取得建築物等の賃貸又は譲渡の相手方は、参加業務の目的を達成するために必要な資力及び信用を有するもののうちから定めなければならない。
- 2 取得建築物等の賃貸価格又は譲渡価格は、近傍類似の建築物等の賃貸価格又は取引価格を基準とし、当該参加事業に要する費用及び当該取得建築物等の位置、品位及び用途を勘案して、定めなければならない。

第9条の21 賃貸又は譲渡するときの条件

- 1 機構は、取得建築物等を賃貸し、又は、譲渡しようとするときは、参加業務の目的が達成されるよう必要な条件を附さなければならない。
- 2 機構は、取得建築物等を譲渡し、譲渡代金を分割受領しようとするときは、当該譲渡代金の支払が完了するまでの間、譲受人が当該取得建築物等を譲渡し、賃貸し、又は担保に供しようとする場合にはあらかじめ機構の承認を受けなければならないことを内容とする条件を附さなければならない。
- 3 機構は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。

第9条の22 届出の義務

機構は、機構貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の一に該当する場合には、速やかに都市局長にその旨を届け出なければならない。

- 一 機構について、住所、名称若しくは代表者の変更又は民間都市開発法第4条第2項に規定する協定若しくは寄附行為その他重要な事項に変更が生じた場合
- 二 参加事業について、建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合

第9条の23 業務報告書等の提出

- 1 機構は、毎年4月末日までに、前年度の機構貸付金に係る参加業務及び融通業務の実績について業務実績報告書（様式第9－14号）を作成し、都市局長に提出しなければならない。ただし、参加事業が完了した場合又は参加事業の廃止の承認を受けた場合には、事業の完了の日又は事業の廃止の承認を受けた日から1月以内に当該事業に係る業務実績報告書を提出しなければならない。
- 2 機構は、融通業務について、毎事業年度の各4半期終了後4週間以内に、前4半期における融通業務の状況に関し、業務状況報告書（様式第9－15号）を作成し、都市局長に提出しなければならない。
- 3 都市局長において機構貸付金に係る参加業務又は融通業務の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、機構は、その指示に従わなければならない。

第9条の24 帳簿書類の調査等

都市局長において、参加業務又は融通業務の適正な運営上又は債権の保全上必要があると認めて、機構貸付金の経理若しくはこれらの業務に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は機構貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第9条の25 費用の負担

機構貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、機構の負担とする。

第2章 選定事業資金貸付金

第9条の26 貸付対象

法附則第4項の規定による資金の貸付けは、機構が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者（以下「選定事業者」という。）に対して行う民間都市開発法附則第14条第3項第2号及び第3号に掲げる業務のうち次の各号に掲げるもの（同項第3号に掲げる業務にあつては、第1号に掲げる業務のうち街区公園、近隣公園、都市緑地又は緑道の新設又は改築、第2号に掲げる業務のうち公共下水道又は都市下水路の設置又は改築並びに第3号及び第4号に掲げる業務のうち土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行により必要となるものに限る。）並びに同項第4号に掲げる業務のうち次の第2号から第4号までに掲げるもの（以下「選定貸付業務」という。）について行う。

- 一 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和62年政令第275号。以下「民間都市開発令」という。）附則第2条第1項第2号に掲げる都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園の新設又は改築に係る業務（同法第12条の2又は第19条その他の法令の規定等により、国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）
- 二 民間都市開発令附則第2条第1項第3号に掲げる下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に係る業務（同法第34条その他の法令の規定等により、国がその費用の一部を補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）
- 三 民間都市開発令附則第2条第1項第7号に掲げる急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事に係る業務（同法第21条その他の法令の規定等により、国がその費用の一部を補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）
- 四 民間都市開発令附則第2条第1項第8号に掲げる海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る業務（同法第26条又は第27条その他の法令の規定等により、国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）

第9条の27 貸付額

法附則第4項の規定による選定貸付業務に係る貸付金（以下「選定貸付金」という。）の額は、選定貸付金に係る機構の貸付金（以下「機構の貸付金」という。）の対象となる事業（以下「対象選定事業」という。）について国が負担し、又は補助を行うとした場合において算定される負担金の額又は補助金の額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。

第9条の28 選定貸付金の貸付申請の手続

機構は、選定貸付金の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、選定事業資金貸付申請書（様式第9－16号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出しなければならない。

- 一 対象選定事業の事業計画、資金計画等を記載した書面（様式第9－17号。ただし、民間都市開発法附則第14条第3項第3号に掲げる業務に係るものにあつては様式第9－18号）
- 二 選定事業者が機構の貸付金の貸付申請に当たって機構に提出する銀行等の債務保証に関する書面の写
- 三 その他都市局長が指定する書面

第9条の29 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長は、選定貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、機構に対して、選定事業資金貸付決定通知書（様式第8－19号）を送付するものとする。

第9条の30 選定貸付金の支払請求の手続

- 1 機構は、前条の貸付決定（第9条の45第3項の規定による貸付決定の変更があつたときは、その変更後のもの。）に基づき選定貸付金の交付を受けようとするときは、選定事業資金支払請求書（様式第9－20号）に支払計画、対象選定事業の進捗状況等に関する書面を添えたものを支出官国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 2 機構は、第1回目の選定事業資金支払請求書を提出するときは、選定事業者が機構の貸付金の貸付支払請求に当たって機構に提出する銀行等の債務保証に関する保証契約書の写を提出しなければならない（当該保証契約書が変更された場合においては、第2回目以降の選定事業資金支払請求書を提出するときに当該写を提出しなければならない）。

第9条の31 選定貸付金の交付

国の選定貸付金の交付は、前条第1項の選定事業資金支払請求書の提出があつた後、第9条の29の選定事業資金貸付決定通知書記載の貸付金交付予定時期等その他支払計画、対象選定事業の進捗状況等を勘案して行う。この場合において、機構は、選定貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書（様式第9－21号）を提出しなければならない。

第9条の32 利子

選定貸付金は、無利子とする。

第9条の33 償還期間及び償還方法

- 1 選定貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めたときのほか、20年（5年の据置期間を含む。）とする。
- 2 選定貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 選定貸付金が分割して交付される場合の第2回目以降の交付に係る貸付金の償還期日は、第1回

目の交付に係る貸付金の償還期日と同一とする。

第9条の34 機構の貸付金の貸付条件

- 1 機構の貸付金の償還期間は、20年（5年の据置期間を含む。）とする。ただし、都市局長が前条第1項に規定する別の償還期間又は据置期間を定めた場合においては、機構の貸付金の償還期間及び据置期間は、当該別の償還期間及び据置期間と同一とする。
- 2 機構の貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月10日及び3月10日とする。ただし、当該期日が、銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 機構の貸付金の交付が分割して行われる場合の第2回目以降の交付に係る機構の貸付金の償還期日は、第1回目の交付に係る機構の貸付金の償還期日と同一とする。

第9条の35 繰上償還

- 1 機構は、この要領に別に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条の33の規定にかかわらず、選定貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 機構が、選定事業者から、選定事業者との貸付契約において定められた償還期間を繰り上げて機構の貸付金の償還を受けた場合において、次条第1項の規定により、繰上償還の申込みをした場合（様式第9-22号）
 - 二 第9条の38第1項の規定により、又は第9条の42第2項、第9条の46第1項若しくは第3項若しくは第9条の47の規定に基づく指示により、都市局長が選定貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合（様式第9-23号）
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合（様式第9-22号）
- 2 都市局長は、前項第1号又は第3号の場合には、選定貸付金の繰上償還をすべきことを機構に通知するものとする。（様式第9-24号）

第9条の36 選定事業者から機構の貸付金の繰上償還を受けた場合における繰上償還

- 1 機構は、選定事業者から機構の貸付金の繰上償還を受けた場合には、当該繰上償還の額に相当する金額を、当該繰上償還を受けた日から起算して10日以内に償還しなければならない。
- 2 機構が前項の規定による償還を行った場合における選定貸付金の未償還残高の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項の規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とする。ただし、都市局長が必要と認めて別に償還期間又は据置期間を定めたときは、この限りでない。

第9条の37 延滞金

機構は、第9条の33又は前2条の規定による選定貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第9条の38 貸付条件違反等による繰上償還

- 1 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に選定貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第9-23号）
 - 一 正当な理由なく選定貸付金の償還を怠った場合
 - 二 第9条の40から第9条の47までの規定に違反した場合
 - 三 民間都市開発法附則第14条第4項の規定により読み替えて適用する民間都市開発法第12条の規定により機構が改善命令を受けた場合で、都市局長が必要と認めた場合
 - 四 民間都市開発法第13条第1項の規定により機構が民間都市開発法第3条第1項の指定を取り

消された場合

五 前各号に掲げる場合を除くほか、選定貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合

- 2 機構は、前項（第1号を除く。）の規定により、又は第9条の42第2項、第9条の46第1項若しくは第3項若しくは第9条の47の規定に基づく指示により、選定貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該選定貸付金の総額（機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第9条の39 貸付決定の取消し等

都市局長は、機構が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第9条の29及び第9条の45第3項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第9条の31の規定による選定貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第9条の40 経理の整理

機構は、選定貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第9条の41 選定貸付金の目的外使用の禁止等

- 1 機構は、選定貸付金を第9条の29の選定事業資金貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。
- 2 機構は、選定事業者から償還を受けた機構の貸付金を使用してはならない。
- 3 機構は、次の各号に掲げる利子を前条の規定に従って整理するとともに、その使用に当たっては、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。
- 一 機構が選定貸付金の交付を受けた日から選定事業者へ機構の貸付金として貸し付ける日までの間に当該選定貸付金によって生じた利子
 - 二 機構が選定事業者から機構の貸付金の償還を受けた日から国に償還する日までの間に当該償還金によって生じた利子

第9条の42 業務遂行の義務

- 1 機構は、選定貸付金の交付を受けた日の属する年度内でかつ交付を受けた日から10日以内に、第9条の29の選定事業資金貸付決定通知書において定めるところにより、選定貸付金を機構の貸付金として選定事業者へ貸し付けなければならない。
- 2 機構は、前項の定めるところにより選定貸付金を選定事業者へ貸し付けることができない場合又は困難になった場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第9条の43 選定貸付業務における機構と選定事業者との間の貸付契約に定めるべき事項

機構は、選定貸付業務における機構と選定事業者との間の貸付契約（以下この条において「貸付契約」という。）において、次の各号に掲げる事項についての定めをするものとする。

- 一 選定事業者は、機構の貸付金に係る経理を明確にするために、会計帳簿により他の財源による資金と明確に区分して整理しておかななければならないこと。
- 二 選定事業者は、機構の貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないこと。
- 三 選定事業者は、対象選定事業に係る事業計画、資金計画、銀行等の債務保証等で貸付契約で特に定めるものの変更をする場合には、機構の承認を受けなければならないこと。
- 四 選定事業者は、対象選定事業を中止し、又は廃止する場合には、機構の承認を受けなければならないこと。
- 五 選定事業者は、対象選定事業が予定の期間内に完了していない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに機構に報告して、その指示に従わなければならないこと。

- 六 選定事業者は、対象選定事業により取得した財産を貸付けの目的に反して使用、処分又は担保に供する場合には、機構の承認を受けなければならないこと。
- 七 選定事業者は、貸付契約で定めるところにより、対象選定事業の進捗の状況に関し、機構に報告しなければならないこと。
- 八 選定事業者は、対象選定事業が完了した場合（対象選定事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、貸付契約で定めるところにより、当該事業の成果を記載した実績報告書を機構に提出しなければならないこと。
- 九 選定事業者は、機構により、前号に規定する対象選定事業の成果が機構の貸付金の貸付けの目的及び事業計画書の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。
- 十 第5号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、貸付契約に基づく貸付けに係る債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
 - イ 選定事業者が正当な理由なく、機構の貸付金の償還を怠ったとき
 - ロ 選定事業者が、第1号から前号までに掲げる事項についての定めに従わないとき
 - ハ 選定事業者が、貸付契約で定める期間内に機構の貸付金の貸付けの目的に従って使用しないとき
 - ニ その他選定事業者が貸付契約の定めに従って誠実に事業を遂行しないとき

第9条の44 届出の義務

機構は、選定貸付金の償還が完了するまでの間、機構について、住所、名称若しくは代表者の変更又は寄附行為その他重要な事項に変更を生じた場合には、速やかに都市局長にその旨を届け出なければならない。

第9条の45 対象選定事業の事業計画等の変更承認等

- 1 機構は、選定事業者に対し、第9条の43第3号、第4号又は第6号の承認を行う場合には、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める変更に係る承認については、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、第9条の29の貸付決定の内容に変更を要するときは、機構は、第9条の28に規定する貸付申請の手續に準じて選定事業資金貸付決定変更申請書（様式第9-25号）を都市局長に提出しなければならない。
- 3 第9条の29の規定は、前項の規定による選定事業資金貸付決定変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第9-26号）

第9条の46 報告等

- 1 機構は、第9条の43第5号、第7号及び第8号の報告を受けた場合には、速やかに都市局長にその内容を報告するとともに、同条第5号及び第9号の指示を行う場合には、あらかじめ都市局長に報告しなければならない。この場合において、都市局長が必要な指示をしたときは、機構は、その指示に従わなければならない。
- 2 機構は、毎年4月末日までに、前年度の選定貸付業務の実績について業務実績報告書（様式第9-27号）を作成し、都市局長に提出しなければならない。
- 3 都市局長において選定貸付業務の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、機構は、その指示に従わなければならない。

第9条の47 帳簿書類の調査等

都市局長において、選定貸付業務の適正な運営上又は債権の保全上必要があると認めて、選定貸付金の経理若しくはこれらの業務に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は選定貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第9条の48 費用の負担

借用証書等に係る印紙税及び選定貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、機構の負担とする。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成24年3月31日までの間は、第2条第1項第2号(1)中「面積が3ヘクタール」とあるのは、「都市再生特別地区の区域にあっては面積が2ヘクタール以上、その他の区域にあっては面積が3ヘクタール」と、同号(7)中「(1)の高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域」とあるのは「(1)の都市再生特別地区の区域にあっては買取りを予定する都市機能更新用地の面積の合計がおおむね0.5ヘクタール以上であること、(1)の高度利用地区の区域」と、「区域内にある」とあるのは「区域内にあっては」とする。
- 3 この要領の適用の際現に首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律(平成14年法律第83号)附則第5条の規定による改正前の法第1条第1項第1号の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 4 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律(平成14年法律第83号)附則第6条第2項の規定により資金の貸付けを行うことができることとされている土地の買取りについては、改正前の都市開発資金貸付要領(以下「旧貸付要領」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧貸付要領第2条第1項第1号(4)中「土地所有者」とあるのは「平成14年7月12日までに土地所有者」とする。
- 5 平成13年3月31日までの間は、第2条の8第1項の規定にかかわらず、地方公共団体の申出により、都市施設用地に係る地方公共団体貸付金(法附則第8項に規定する貸付金に限る。)の償還期間を12年(6年の据置期間を含む。)とすることができる。
- 6 平成12年3月31日までの間は、第3条の3中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第3条の4第1項中「2分の1」とあるのは「4分の1」と、第3条の18中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第3条の19第1項中「3分の1」とあるのは「6分の1」とする。
- 7 平成12年3月31日までの間は、第4条の3中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第4条の4第1項「2分の1」とあるのは「4分の1」と、第4条の14中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第4条の15第1項中「2分の1」とあるのは「4分の1」とする。
- 8 独立行政法人都市再生機構法附則第44条第1項の規定により国が独立行政法人都市再生機構に対し資金を貸し付ける場合においては、第6条第1号中「第11条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号に掲げる業務(委託に基づき行うもの並びに)」とあるのは「附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成11年法律第76号。以下この条において「旧都市公団法」という。)第28条第1項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までに掲げる業務並びに独立行政法人都市再生機構法附則第16条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和37年法律第95号)第19条第1項第1号に掲げる業務()と、同条第2号中「独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号」とあるのは「旧都市公団法第28条第1項第1号」と、「第3号()とあるのは「第2号()と、「又は第3号」とあるのは「又は第2号」と、「第9号」とあるのは「第8号」と、「及び第10号(同項第1号、第3号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。)」に掲げる業務(委託に基づき行うものを除く。)」とあるのは「並びに第9号イ(同項第1号、第2号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。)及びロ(同項第1号又は第2号に掲げる業務と併せて行うものに限る。)に掲げる業務」と、同条第3号中「独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号」とあるのは「旧都市公団法第28条第1項第1号」と、「第2号、第3号」とあるのは「第2号」と、「第7号(同項第1号から第3号まで又は第9号)」とあるのは「第6号、第7号(同項第1号、第2号又は第6号)」と、「第9号(同項第1号から第3号まで)」とある

のは「第8号（同項第1号、第2号又は第6号）」と、「及び第10号（同項第1号から第3号まで、第7号又は第9号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）」とあるのは「並びに第9号イ（同項第1号、第2号、第6号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）」、ロ（同項第1号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）及びハに掲げる業務」とする。

- 9 この要領の適用の際現に中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）附則第20条の規定による改正前の法第1条第1項第2号ホ及び同条第2項第2号の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 10 住生活基本法施行令（平成18年政令第213号）附則第6条の規定による住生活基本法第17条第1項の規定により都道府県計画が定められるまでの間は、同施行令の施行の際現に同法附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第8条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第3条の3第1項の規定により定められている供給計画において定められている同条第2項第4号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域は、第2条第1項第2号（1）に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域とみなす。
- 11 平成22年3月31日までの間は、第4条の4第1項中「地方公共団体の貸付金の償還に要する費用」とあるのは、「借入金の償還に要する費用」と、第4条の5第2項中「第4条の3及び第4条の4に規定する貸付金の償還に要する費用」とあるのは、「第4条の3に規定する貸付金の償還に要する費用及び第4条の4に規定する借入金の償還に要する費用」とする。
- 12 機構は、当分の間、民間都市開発法第4条第1項第1号に掲げる業務を、当該業務の対象となる事業（以下「参加対象事業」という。）の用に供する土地の所有権を取得した日後から参加対象事業の用に供する建物の着工の日前までの間（以下「土地取得段階」という。）に行おうとする場合には、あらかじめ、当該参加対象事業が次に掲げる基準に該当することについて、国土交通大臣の承認を受けなければならない。
 - 一 当該民間都市開発事業が、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与するものであると認められること。
 - 二 工事着手の時期及び事業施行期間が、当該参加対象事業を迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること。
 - 三 当該参加対象事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分にあること。
 - 四 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - イ 公的機関等の用地の公募落札、都市計画の決定若しくは変更又は事業実施に必要な法令に基づく許認可等において当該参加対象事業の施行によって整備される建築物及び公共施設の計画の概要がおおむね確定していること。
 - ロ 次のいずれかに該当することにより当該参加対象事業の施行によって整備される建築物及び公共施設の計画の概要がおおむね確定していること。
 - （1） 当該参加対象事業が、都市再生法第15条第1項に規定する地域整備方針に適合するものであること。
 - （2） 当該参加対象事業が、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に規定する認定基本計画に適合するものであること。
 - （3） 住宅市街地総合整備事業の整備計画に位置付けられた事業であって、かつ、次のいずれかに適合すること。
 - （一） 当該参加対象事業が補助採択された暮らし・にぎわい再生事業のコア事業である都市機能導入施設を含む開発事業であること。
 - （二） 当該参加対象事業に関する補助採択された優良建築物等整備事業に係る事業計画が策定されていること。
- ハ 当該参加対象事業の計画について、国土交通大臣が関係市町村長に意見を聴き、良好な市街

地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与するものであるとして当該関係市町村長から事業を推進すべき旨の意見があったこと。

五 機構が当該参加対象事業に参加しようとする日が、平成24年3月31日以前であること。

13 この要領の適用の際現に都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）による改正前の法第1条第9項の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

14 改正後の第5条の2第2項第2号ロの規定にかかわらず、法第1条第6項の規定による資金については、中心市街地法第9条第7項の認定を受けた基本計画又は認定されることが確実と見込まれる同計画において定める中心市街地の区域で平成28年度末までに実施される事業については、貸付けを行うことができる。